第４次登米市行財政改革実施計画

令　和　７　年　度　の　実　施　状　況

令　和　８　年　８　月

まちづくり推進部

第４次行財政改革　令和７年度実施状況総括表

第４次登米市行財政改革実施計画は、令和２年12月に策定した第４次登米市行財政改革大綱（令和３年度から令和７年度）に基づき、大綱に定めた内容を着実に推進するための具体的なプログラムを示したものです。
このうち、令和７年度目標に対する取り組み状況は次のとおりです。

項　目　区　分	プログラム数	取組項目数(ｱ)	評価 S(ｲ)	評価 A(ｳ)	評価 B	評価 C	達成率(ｲ+ｳ)/(ｱ)	備考
（１）持続可能な財政運営の推進	31	31	11	7	12	1	58.1%	※R6年度　58.1%
①財政健全化の推進	9	9	1	5	3	0	66.7%	
財政規律の確立と持続可能な財政運営	2	2		2			100.0%	
市単独事業の適正化	3	3	1		2		33.3%	
公営企業等の経営健全化	4	4		3	1		75.0%	
②行政サービスの負担水準の適正化	7	7	3	1	3	0	57.1%	
公共施設の施設使用料等の適正化	1	1		1			100.0%	
行政サービスの維持に係る負担の適正化	6	6	3		3		50.0%	
③公共インフラの適正な管理	4	4	1	1	2	0	50.0%	
公共施設管理の適正化	2	2			2		0.0%	
社会インフラ管理の適正化	2	2	1	1			100.0%	
④税収・税外収入の確保	11	11	6	0	4	1	54.5%	
財源の創出	7	7	5		1	1	71.4%	
市保有財産の売却等	1	1			1		0.0%	
債権確保策の強化	3	3	1		2		33.3%	
(2)行政運営の効率化	13	13	4	4	4	1	61.5%	※R6年度　61.5%
①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築	5	5	1	2	2	0	60.0%	
行政組織の効率化と職員の育成	4	4	1	2	1		75.0%	
人件費等の適正化	1	1			1		0.0%	
②スマート行政の推進	3	3	2	1	0	0	100.0%	
ＩＣＴの導入による業務効率化の推進	2	2	1	1			100.0%	
マイナンバーカードの利用促進	1	1	1				100.0%	
③経費の節約、業務の効率化の推進	5	5	1	1	2	1	40.0%	
経費の節約等	5	5	1	1	2	1	40.0%	
(3)協働、連携による取組の推進	13	13	1	8	3	1	69.2%	※R6年度　46.2%
①市民活動の支援によるまちづくりの推進	4	4	0	3	1	0	75.0%	
地域の担い手の育成、まちづくりの推進	1	1		1			100.0%	
市政への市民参加の推進	3	3		2	1		66.7%	
②公民連携の推進	5	5	0	3	1	1	60.0%	
民間委託と民営化の推進	4	4		3	1		75.0%	※R6年度　50%
多様な主体との連携強化	1	1				1	0.0%	
③自治体間連携の推進	4	4	1	2	1	0	75.0%	
近隣自治体とのＩＣＴ利用環境の共有化	2	2	1		1		50.0%	※R6年度　0%
近隣自治体との事務事業等の連携	2	2		2			100.0%	※R6年度　50%
合　　計	**57**	**57**	**16**	**19**	**19**	**3**	**61.4%**	**※R6年度　56.1%**

評価については、担当課が目標に対する達成状況を自己評価したもので、評価内容は次のとおりです。
Ｓ … 年度計画を超えた達成
Ａ … 年度計画どおりの達成
Ｂ … 取り組んだが、年度計画未達成
Ｃ … 実施できず（後年度へ延期を含む）

※達成率とは、取り組みに対する担当課の評価がＳ及びＡの合計の割合を示しています。

第4次登米市行財政改革の効果額等

No.	項目区分	実行プログラム	頁	内訳	令和７年度の目標及び実績					第４次行財政改革期間（Ｒ３～Ｒ７）の実績累計				
					目標		実績			最終目標		実績累計		
					指標	金額Ⓐ	指標	金額Ⓑ	達成状況Ⓑ／Ⓐ	指標	金額Ⓒ	指標	金額Ⓓ	進捗状況Ⓓ／Ⓒ
1	(1)-①	市単独事業の見直し	6	事業の適正化	12事業	440,130千円	12事業	699,300千円	158.88%	12事業	1,143,021千円	12事業	1,861,267千円	162.83%
2	(1)-①	団体補助金・イベント補助金等の見直し	6	補助金の適正化	88事業	350,274千円	88事業	325,883千円	93.03%	88事業	1,479,898千円	88事業	1,550,456千円	104.76%
3	(1)-①	道路・橋梁の整備計画の見直し	6	整備計画の見直し	－	45,000千円	－	△51,633千円	0.00%	－	225,000千円	－	△17,920千円	0.00%
4	(1)-②	検診料の見直し	9	検診料の適正化	－	41,063千円	－	51,349千円	125.04%	－	119,672千円	－	79,439千円	66.38%
5	(1)-②	し尿収集運搬処分手数料の見直し	10	利用者負担の適正化	－	3,313千円	－	101,139千円	3052.79%	－	14,335千円	－	207,147千円	1445.04%
6	(1)-②	有機センターの利用負担の見直し	10	利用者負担の適正化	－	7,161千円	－	△2,257千円	0.00%	－	28,857千円	－	△11,270千円	0.00%
7	(1)-②	窓口手数料の見直し	10	財源の確保	－	781千円	－	6,058千円	775.67%	－	3,124千円	－	12,766千円	408.64%
8	(1)-②	放課後児童クラブの負担金の見直し	11	利用者負担の適正化	－	34,484千円	－	29,198千円	84.67%	－	145,242千円	－	58,798千円	40.48%
9	(1)-②	市民バス運賃の見直し	11	運賃収入増	－	33,267千円	－	12,211千円	36.70%	－	136,508千円	－	11,240千円	8.23%
10	(1)-③	公共工事の業務委託のコスト削減	12	コスト縮減の推進	－	5,100千円	－	5,957千円	116.80%	－	45,100千円	－	63,191千円	140.11%
11	(1)-④	公共施設等を活用した広告掲載の推進	13	広告収入の確保	12台 3施設	2,176千円	４台 10施設	5,197千円	238.83%	60台 7施設	6,145千円	37台 23施設	11,509千円	187.29%
12	(1)-④	ふるさと応援寄附金等の推進	13	寄附額の増収	18,493件	347,339千円	39,524件	934,882千円	269.15%	48,705件	1,002,695千円	126,520件	2,663,147千円	265.59%
13	(1)-④	積立基金の運用による運用益の向上	14	運用益の向上	－	6,000千円	－	16,794千円	279.90%	－	20,000千円	－	34,622千円	173.11%
14	(1)-④	広報紙及びホームページへの広告掲載	14	広告収入の確保	－	1,771千円	－	1,879千円	106.09%	－	8,855千円	－	9,377千円	105.89%
15	(1)-④	市民バス広告掲載事業	15	広告収入の確保	７枠掲載	420千円	14枠掲載	840千円	200.00%	35枠掲載	2,100千円	40枠掲載	3,155千円	150.23%
16	(1)-④	企業誘致の推進	15	税収の確保	－	157,769千円	－	12,126千円	7.68%	４社誘致	423,651千円	１社誘致	29,505千円	6.96%
17	(1)-④	遊休財産の活用の促進	15	売却等の収入確保	３件売却	3,623千円	０件売却	0	0.00%	19件売却	36,522千円	９件売却	42,612千円	116.67%
18	(1)-④	市税等の収納率向上	16	現年度分	98.55%	25,352千円	98.45%	14,342千円	※99.89%	98.55%	66,397千円	98.52%	109,767千円	※99.97%
				滞納繰越分	26.05%	2,317千円	21.75%	△23,708千円	※83.49%	26.05%	7,129千円	21.59%	△133,129千円	※82.88%
19	(1)-④	住宅使用料の収納率向上(市営)	16	現年度分	95.62%	464千円	97.85%	3,185千円	※102.33%	95.62%	1,886千円	96.54%	7,863千円	※100.96%
				滞納繰越分	17.84%	31千円	11.93%	△1,914千円	※66.87%	17.84%	119千円	13.07%	△7,938千円	※73.26%
20	(1)-④	住宅使用料の収納率向上（定住）	16	現年度分	97.93%	165千円	98.97%	720千円	※101.06%	97.93%	675千円	98.28%	1,614千円	※100.36%
				滞納繰越分	15.24%	21千円	14.64%	△21千円	※96.06%	15.24%	98千円	17.54%	1,055千円	※115.09%
21	(1)-④	学校給食費の収納率向上	17	現年度分	98.90%	795千円	98.66%	134千円	※99.75%	98.90%	3,701千円	98.32%	△4,166千円	※99.41%
				滞納繰越分	15.10%	31千円	20.79%	1,763千円	※137.68%	15.10%	98千円	15.36%	996千円	※101.72%
22	(2)-①	職員人件費の削減	19	定員管理の適正化	－	240,000千円	－	154,000千円	64.16%	－	810,000千円	－	1,926,000千円	237.77%
23	(2)-③	公用車の購入経費・維持管理経費の削減	21	公用車の適正な更新	４台	4,315千円	８台	3,492千円	80.92%	18台	22,694千円	28台	22,261千円	98.09%
24	(2)-③	電気料金の削減	22	電気料金の削減	81施設	29,637千円	87施設	△68,473千円	0.00%	81施設	148,185千円	87施設	△165,871千円	0.00%
25	(2)-③	パソコン等低コスト調達	22	低コスト調達	150台	6,367千円	267台	10,709千円	168.19%	600台	25,468千円	971台	32,529千円	127.72%
26	(3)-②	衛生センターの包括的民間委託の推進	25	運営コストの削減	－	－	－	－	－	－	21,244千円	－	19,500千円	91.79%
27	(3)-②	指定管理者制度の推進	26	指定管理者制度の導入	－	9,254千円	－	1,713千円	18.51%	－	46,270千円	－	28,858千円	62.36%
28	(3)-③	航空写真共同撮影による委託経費の削減	28	委託経費の削減	－	－	－	－	－	－	4,000千円	－	△9,973千円	0.00%
合計						1,798,420千円	－	2,244,865千円	124.82%		5,998,689千円		8,438,407千円	140.67%

注）1　実績額及び実績累計がマイナスとなった場合の達成率及び進捗率は、０％として記載　　注）2　№9 市民バス運賃の見直しの効果額は、運賃収入の総額ではなく、令和元年度実績に対する増分としている。

注）3　№12 ふるさと応援寄附金等の効果額は、実績額から令和元年度実績額を差し引いた額としている。 注）4　№18～№20の各種収納率向上における達成状況は、目標収納率に対する実績収納率の達成状況を記載

注）5　目標額及び実績値は、必要に応じ随時、改訂・修正を実施

実 行 プ ロ グ ラ ム 目 次

（１）持続可能な財政運営の推進

①財政健全化の推進

・財政規律の確立と持続可能な財政運営

		頁
1. 財政健全化中期行動計画の推進	2. 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮	5

・市単独事業の適正化

3. 市単独事業の見直し	4. 団体補助金・イベント補助金等の見直し	6
5. 道路・橋梁の整備計画の見直し		6

・公営企業等の経営健全化

6. 病院事業の経営健全化	7. 水道事業の経営健全化	7
8. 下水道事業の経営健全化	9. 第三セクターの経営健全化と自立の促進	8

②行政サービスの負担水準の適正化

・公共施設の施設使用料等の適正化

10. 公共施設に係る施設使用料等の見直し		9

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

11. 検診料の見直し		9
12. し尿収集運搬処分手数料の見直し	13. 有機センターの利用負担の見直し	10
14. 窓口証明手数料の見直し		10
15. 放課後児童クラブの負担金の見直し	16. 市民バス運賃の見直し	11

③公共インフラの適正な管理

・公共施設管理の適正化

17. 公共施設等総合管理計画個別計画の推進		11
18. 公共施設マネジメントの確立		12

・社会インフラ管理の適正化

19. 公共工事の業務委託コストの縮減	20. 道路や橋梁の機能保全	12

④税収・税外収入の確保

・財源の創出

21. 公共施設等を活用した広告掲載の推進	22. ふるさと応援寄附金等の推進	13
23. 積立基金の運用による運用益の向上		14
24. 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進	25. パソコンへの電子広告の導入	14
26. 市民バス広告掲載事業	27. 企業誘致の推進	15

・市保有財産の売却等

28. 遊休財産の活用の促進		15

・債権確保策の強化

29. 市税等の収納率向上	30. 住宅使用料の収納率向上	16
31. 学校給食費の収納率向上		17

（２）行政運営の効率化

①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築

・行政組織の効率化と職員の育成

32. 時代に相応しい行政組織への見直し		17
33. 定員管理の適正化	34．人材育成型人事評価システムの推進	18
35. 職員研修の充実		19

・人件費等の適正化

36. 職員人件費の削減		19

②スマート行政の推進

・ＩＣＴの導入による業務効率化の推進

37. ＲＰＡやＡＩなどの新しい技術の導入推進	38. ＩＣＴを活用した効率的な業務運営の推進	20

・マイナンバーカードの利用促進

39. コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進		21

③経費の節約、業務効率化の推進

・経費の節約等

40. 公用車の購入経費・維持管理経費の削減		21
41. 電気料金の削減	42. 公共施設等のＬＥＤ化の推進	22
43. パソコン等の超低コスト調達		22
44. 各種委員会等の委員数等の見直し		23

（３）協働、連携による取組の推進

①市民活動の支援によるまちづくりの推進

・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

45. コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進		23

・市政への市民参加の推進

46. 市政情報の発信強化	47. 広聴活動の充実	24
48. まちづくり市民意向調査（満足度）の実施		24

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

49. 保育所・幼稚園の民営化の検討	50. 放課後児童クラブの民営化の検討	25
51. 衛生センターの包括的民間委託の推進		25
52. 指定管理者制度の推進等		26

・多様な主体との連携強化

53. 地域プラットフォームの活用		26

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのＩＣＴ利用環境の共有化

54. 電子申請サービスの推進	55. 自治体クラウドの導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施	27

・近隣自治体との事務事業等の連携

56. 市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）		28
57. 航空写真共同撮影による委託経費の削減		28

（１）持続可能な財政運営の推進

①財政健全化の推進

・財政規律の確立と持続可能な財政運営

<table>
<tr><th rowspan="2">実行プログラム</th><th rowspan="2">取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th rowspan="2">達成指標</th><th rowspan="2">所管部局</th></tr>
<tr><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1　財政健全化中期行動計画の推進</td><td rowspan="3">財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準や財政再生基準に加え、市独自の財政規律を導入し、５年後の目標値達成に向けた健全な財政運営を計画的に推進する。
・財政規模の上限設定　・財政調整基金年度末残高の下限設定
・地方債発行額の上限設定　・将来負担比率の上限設定
・繰出金の上限設定
※行動計画期間中、市行財政改革推進本部等において検証や進行管理を行う仕組みを構築し、目標達成に向けてフォローアップを行う。なお、財政調整基金年度末残高の下限及び将来負担比率の上限の基準を超えることが見込まれる場合には、緊急的な財政アピールを発出し、市民をはじめ関係者間で状況の共有を図るとともに、追加的な対策を講じる。</td><td colspan="5">財政健全化基本指針及び長期財政計画の推進</td><td rowspan="3">財政規律の確立と持続可能な財政運営
財政調整基金残高25億円の堅持
令和５年度の目標値
・財政規模は419億円程度を上限設定
・財政調整基金年度末残高は25億円程度を下限設定
・地方債発行額は40億円程度を上限設定
・将来負担比率は100％を上限設定
・繰出金は繰出基準内を上限設定※関係部署要協議</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
財政経営課</td></tr>
<tr><td colspan="3">財政健全化中期行動計画の推進</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・財政健全化中期行動計画の進行管理
・行動計画調書及び効果額目標等の更新等
・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</td><td>・財政健全化中期行動計画の進行管理
・行動計画調書及び効果額目標等の更新等
・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</td><td>・財政健全化中期行動計画の進行管理
・行動計画調書及び効果額目標等の更新等
・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</td><td>・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</td><td>・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○「持続可能な財政基盤の確立」と「次世代に大きな負担を残さない」健全な財政運営を目指すため、財政健全化基本指針を踏まえた10年間（平成30年度～令和９年度）の長期財政計画を更新（ローリング）した。
○財政健全化基本指針と長期財政計画で５年後、10年後の財政目標値を設定し、この目標達成に向けた取組を推進することで、適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制が図られた。</td><td>■令和７年度達成内容
○財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理

■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮</td><td rowspan="3">将来的な市財政の状況は、普通交付税の合併算定替えの終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくことが見込まれる一方、地方債残高が税収の約７倍に相当する約540億円となり、さらに近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれ、後年度における公債費負担が高水準で推移することから、財政構造の硬直化が懸念される。</td><td colspan="3">償還期限の延長、長期償還の借入及び据置期間の設定</td><td></td><td></td><td rowspan="3">公債費の抑制及び償還元金の平準化
■借換債における償還期限の延長
・施設整備（ハコモノ）に活用した地方債を対象とする
（20年償還→30年償還）
■借入時において30年償還に設定
・施設整備（ハコモノ）を対象とする</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
財政経営課</td></tr>
<tr><td>（対象地方債なし）</td><td>・借換債（合特）の償還期限を延長
※影響は翌年度に発生</td><td>・Ｒ4借換債元金償還額（合特△23,160千円）
・Ｒ元地方債元金償還額（合特△26,377千円）
・借換債（合特）の償還期限を延長</td><td>・Ｒ5借換債元金償還額（合特△4,485千円）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○市財政の硬直化を招かぬよう、地方債償還期間の延長を検討、実施した。
○新規に借り入れる地方債について、将来の公債費負担を踏まえ、償還期間の延長を検討し、必要に応じて長期の償還期間を設定した。
○地方債の借入れに当たり、年度ごとの元金償還額の平準化と後年度の公債費負担を考慮して償還期間を検討する運用に見直した。
○利率見積合わせによる低金利での借り入れを行うことにより、後年度以降の公債費の抑制が図られた。</td><td>■令和７年度達成内容
○新規借入地方債の償還期間延長を検討
○公債費の抑制

■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td></tr>
</table>

・市単独事業の適正化

<table>
<tr><th rowspan="2">実行プログラム</th><th rowspan="2">取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th rowspan="2">達成指標</th><th rowspan="2">所管部局</th></tr>
<tr><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３　市単独事業の見直し</td><td rowspan="3">国の基準や県内の他の自治体の実施水準を超えて実施しているサービスや、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施しているような事業については財政的に大きな負担となっていることから見直しを図る必要がある。
・近隣自治体や、人口・面積等が同規模の類似団体等の取組も比較・検討しながら、事業の見直しを行う。
・事業の目的を達成したと思われる事業については廃止する。
・継続してきた事業であっても、事業の必要性や効果を検証しながら、事業内容を精査し、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえ見直しを図り、公平性や透明性を確保していく。
・社会情勢を反映し、その時々のニーズに即した事業の見直しを行いながら、効率的で効果的な実施について研究し、事業費の削減に努める。</td><td colspan="5">国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</td><td rowspan="3">市単独事業の適正化
市の単独事業等の見直しを行い、財政負担の軽減を図る。
・５年間の効果額合計　1,143,021千円</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
まちづくり推進課
ほか</td></tr>
<tr><td>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し
・12事業
・効果額25,713千円</td><td>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し
・12事業
・効果額74,970千円</td><td>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し
・12事業
・効果額149,191千円</td><td>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し
・12事業
・効果額453,017千円</td><td>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し
・12事業
・効果額440,130千円</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○これまで継続実施してきた事業であっても、事業の必要性等を検証するとともに、事業内容を精査しながら取組を推進した。
○本プログラムで掲げた令和７年度の効果額440,130千円に対し、実績額が699,300千円となり、達成率は158.88パーセントとなった。
○各担当課で実施した年度目標に対する達成状況（４段階）における自己評価結果については、12の事業の見直しに取り組み、Ｓ評価が７、Ａ評価が１、Ｂ評価が４となり、Ｓ評価とＡ評価の割合を示す「達成率」は67%となった。
　未達成のＢ評価は、昨年度と同様の４事業であり、要因として人件費高騰や利用児童の減少など、社会情勢の変化が挙げられる。</td><td>■令和７年度達成内容
○事業の必要性等を検証するとともに、事業内容を精査しながら取組を推進した。

○効果額：699,300千円

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４　団体補助金・イベント補助金等の見直し</td><td rowspan="3">これまで、補助金見直し方針に基づき、補助金の終期の設定や補助率の上限の設定などを行い、補助金等の見直しを図ってきたが、見直し後も国の制度改正や新たな補助金等の創設などにより、補助金等の予算額は増加している状況である。
　今後は、補助金の必要性・補助額の妥当性を検証するにあたり、近隣自治体や類似団体との比較等も検討に含め、補助額等の水準を適正化することが必要である。
　原則、補助金等の補助期間を３年として設定し、その終期に併せ補助金等の見直しを行うこととしているが、今後市の歳入の伸びが期待できない中で支出される補助金等が、財政運営上過重な負担とならないよう整理が必要である。
・各部局が実施する補助事業については、行政評価の手法を用い、特に公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などを振り返り、ＰＤＣＡサイクルに則った不断の見直しの徹底を行う。</td><td colspan="5">ＰＤＣＡサイクルにのっとった不断の見直し</td><td rowspan="3">補助金の適正化
ＰＤＣＡサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。
・５年間の効果額合計　1,479,898千円</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
まちづくり推進課
ほか</td></tr>
<tr><td colspan="5">Ｒ元以降の５年間で段階的に縮減</td></tr>
<tr><td>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施
・段階的な縮減
・効果額218,924千円</td><td>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施
・段階的な縮減
・効果額229,790千円</td><td>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施
・段階的な縮減
・効果額326,931千円</td><td>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施
・段階的な縮減
・効果額353,979千円</td><td>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施
・効果額350,274千円</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○補助対象経費に加え、補助率の見直しを行い、さらに、補助事業の目的を達成した補助金については廃止を行うなどの見直しを進めた。
○本プログラムで掲げた令和７年度の目標とする効果額350,274千円に対し、実績額が325,883千円となり、達成率は93.04%となった。
○各担当課で実施した年度目標に対する達成状況（４段階）における自己評価結果については、88の補助金等の見直しに取り組み、このうちＳ評価は44プログラム、Ａ評価は22プログラムとなり、Ｓ評価とＡ評価の割合を示す「達成率」は75%となり、前年度より約７%上昇した。達成率上昇の要因としては、予定していた申請数を下回ったことによるものであり、一方で未達成の要因としては、昨年度と同様に燃料費及び人件費の高騰による補助対象経費の増加及び補助申請件数の増加によるものとなっている。</td><td>■令和７年度達成内容
○公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性について検証を行い見直しの徹底を推進したが目標額には到達できなかった。
○効果額：325,883千円

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">５　道路・橋梁の整備計画の見直し</td><td rowspan="3">本市では、合併時に旧町から引き継いだ整備路線が多く、その中で未着手の路線も多いことや、合併後に地域から出された要望路線も多数となっており、整備が遅れている状況である。
　また、国等の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業に取り組んでいるが、既存施設の維持修繕に係る事業に国の方向性がシフトしてきていることから、道路整備事業に対する配分が厳しくなっており、今後もこの状況は続くものと懸念される。
　限られた財源の中で、より計画的かつ効果的な道路整備を行うため、整備路線の優先度を見極めながら事業に取り組んでいくことが求められている。</td><td colspan="5">道路・橋梁の整備計画の見直し</td><td rowspan="3">道路・橋梁の整備計画の見直し
効果額：225,000千円</td><td rowspan="3">建設部
道路課</td></tr>
<tr><td>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</td><td>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</td><td>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</td><td>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</td><td>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○道路・橋梁計画の見直しについては、事業の緊急性や重要性、要望状況・用地買収の状況等を考慮し計画的に行っていくが、令和７年度は当初予算で事業を見直し、一般財源を大きく圧縮した予算計上としたため、全体事業費に占める一般財源が大きく減少し、当初計画の目標額45,000千円はハードルが高いものとなっている。
　また、道路新設改良事業（補助）、橋りょう維持補修において、令和７年度予定していた国庫補助金交付が令和７年度に想定より多額の交付を受けたため、計画区間の前倒し工事や調査を行い実績額が大きく増額した状況である。
　さらに組織的取組で現場や個人レベルのコスト意識を向上し、工夫を凝らしたトータルコストの縮減目標を今後も目指す必要がある。
○道路・橋梁の整備計画の見直し
・令和７年度の見直し目標　一般財源　45,000千円以上
○取組効果額
・令和７年度の一般財源見直し金額　　51,633千円（増額）
【内訳】
　道路・橋梁事業計画・設計等の補助事業内示増額により、事業実積額が大幅に増額したもの
　　… 51,633千円</td><td>■令和７年度達成内容
○効果額：△51,633千円
（目標値に対して96,633千円超過）

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td></tr>
</table>

・公営企業等の経営健全化

<table>
<tr><th>実行プログラム</th><th>取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th>達成指標</th><th>所管部局</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="3">６　病院事業の経営健全化</td><td rowspan="3">登米市病院事業は、新医師臨床研修制度や専門医制度などの国の医療制度改革への対応の遅れや、新公立病院改革ガイドラインで示す経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しへの取り組みが不十分だったことなどにより、毎年度収支の赤字が続いている。
こうした状況から、医師の確保へ向けた取組として、登米市民病院の基幹型臨床研修病院の指定に向けた取組や、大学等への医師派遣要請などの取組を積極的に行う必要がある。再編・ネットワーク化の取組では、登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院は回復期と慢性期医療を担う病院に医療機能を分担し、３病院が連携した医療提供体制の構築が必要である。さらに、病院経営の効率化と経営改善を図る取組として、平均在院日数の短縮や病床稼働率の向上等による収入確保を図るとともに、経費のさらなる削減に向けた取組を進める必要がある。
また、一般会計からの繰入金については、資金不足が発生している状況もあり、平成30年度以降は年間20億円程度になっているほか、平成30年度に竣工した米谷病院の建設費に係る企業債償還金が令和3年度から開始（毎年1億5千万円～3億円）することなどで、更に増加していくことが見込まれるため、財政運営に与える影響が大きいことから、病院事業の経営健全化を推進していく必要がある。
国が策定した新公立病院改革ガイドラインや県が策定した地域医療計画・地域医療構想との整合性を図りながら、令和３年２月に「第４次登米市立病院改革プラン」を策定し、地域の医療提供体制と将来の病床機能のあり方などの具体的な将来像を示した。
また、改革プラン及び地域医療構想を踏まえた各病院、診療所等の役割を明確化し、収入確保と経費削減への取組を強化し、基準外繰入金の削減に最大限に取り組み経営の健全化を図る。</td><td colspan="5">第４次登米市立病院改革プランの実施</td><td rowspan="2">登米市立病院改革プランの達成
・病床利用率の向上
・経常収支の改善
・不良債務の縮減</td><td rowspan="3">医療局
経営企画課</td></tr>
<tr><td colspan="5">病床利用率の向上、経常収支の改善、不良債務の縮減</td></tr>
<tr><td>・病床利用率の向上
（市民88%、米谷・豊里85%）
・経常収支の改善
・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上
（市民92%、米谷・豊里85%）
・経常収支の改善
・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上
（市民92%、米谷・豊里85%）
・経常収支の改善
・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上
（市民88%、米谷・豊里85%）
・経常収支の改善
・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上
（市民88%、米谷・豊里85%）
・経常収支の改善
・不良債務の縮減</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○病床利用率（目標値：市民88%、米谷85%、豊里85%）
R7：73%（市民80%、米谷71%、豊里59%）
○経常収支の改善
経常利益　R2:△158,307千円　⇒　R7：△681,503千円（比較増減：523,196千円の減）
○不良債務の縮減　R2：△558,579千円　⇒　R7：135,573千円（比較増減：694,152千円の増）
○３病院における病床機能の分担に伴う施設基準・加算取得、病院間の連携強化による取組などの効果により、事業全体の入院一人1日平均収益が向上した。（R2：31,860円⇒R7：36,597円　比較増減：4,737円の増）
○令和３年度に不良債務が解消し、令和７年度においては資金剰余額が135,573千円（前年度比△211,117千円）となった。
○病床利用率は米谷病院において前年度より向上したが、登米市民病院、豊里病院が低下し目標値に至らず、経常収支においても入院収益が減少したほか、物価高騰による影響や人事院勧告に基づく給与改定の影響等で医業費用が増加したことで目標値に至らなかった。また、不良債務（資金不足）においては、当年度資金収支が211,117千円の赤字となったが、不良債務（資金不足）は生じなかった。</td><td>■令和７年度達成内容
○病床利用率の向上　→未達成
○経常収支の改善　→未達成
○不良債務の縮減　→達成

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">７　水道事業の経営健全化</td><td rowspan="3">本市の水道事業を取り巻く環境は年々変化しており、最大の課題は人口減少による給水収益（料金収入）の減少である。その反面、水道事業の保有する固定資産の額は合併以来増加傾向にある。これは、震災対策や老朽管の更新などを積極的に進めてきたためである。人口が減少して資産が増加する傾向が続くと、１人当たりの資産の維持管理や更新に係る費用が増大する。
人口や給水量の減少に伴い水道施設の統廃合を行い資産の減少を図ることが必要となるが、安全な水を安定的に供給するためには、施設の更新を今後も継続しなければならない。
多くの施設が、耐用年数を迎える時期となり、大規模な更新も行っていかなければならない状況の中においても、経営の健全性が求められることから、経営状況についても市民に広く説明を行っていかなければならない。
登米市地域水道ビジョンに掲げる「市民が安心して暮らせる市の責任による水道事業の確立」を基本理念とし、「安定経営の水道を目指しますー次世代に向けた水道事業の確立ー」を施策目標として、安全、安心で安定した水道事業を構築するとともに、有利な財源等の確保に努め、効率的な経営の確立を図る。
また、宮城県において設置した「宮城県水道事業広域連携検討会」において、広域連携の可能性について具体的に検討していくこととしている。</td><td colspan="2">地域水道ビジョンの見直し</td><td>地域水道ビジョンの改訂</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標
登米市地域水道ビジョン実施計画目標値</td><td rowspan="3">上下水道部
経営総務課</td></tr>
<tr><td colspan="5">地域水道ビジョンの評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">・毎年のローリング
（更新・見直し）
・水道ビジョンの計画目標の令和５年度に向けて、令和３～４年度で見直しを行う。</td><td>・改訂</td><td>・毎年のローリング
（更新・見直し）</td><td>・毎年のローリング
（更新・見直し）</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○経営基盤の強化：上下水道事業の安全、安定供給の維持へ向けた体制を構築し、持続可能な経営を確立するための今後の方向性を示すものとして、登米市上下水道事業ビジョンを策定した。
○災害に強い水道：老朽化した基幹管路を耐震性の高い水道管に布設替を行い、災害時に安定した飲料水の確保を図っている。
○広域連携：宮城県水道事業広域連携検討会に参加し、近隣市町との広域連携の可能性について検討を行っている。</td><td>■令和７年度達成内容
○上下水道事業ビジョンを策定（令和８年３月25日）し、ホームページにおいて公表した。

■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td rowspan="2">8　下水道事業の経営健全化</td>
<td rowspan="2">全国的にも少子高齢化が進む中、国としても持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業法を適用していない公共下水道事業・簡易水道事業については、地方公営企業法の適用をするよう地方自治体に要請があり、本市の下水道事業においても、令和２年度から地方公営企業法の全部を適用した。
本市の下水道事業は、公共下水道事業が５処理区、農業集落排水事業が26地区で整備を進めてきた。令和元年度末の整備率は公共下水道事業88.2％で、令和5年度までの整備完了を目指しており、農業集落排水事業は全地区で供用を開始している。
これまで多くの施設を整備してきたことから、多額の企業債残高を抱え、さらに今後、施設の老朽化による改修や更新に多額の費用が見込まれている。一方で、将来人口の減少や節水機器の普及もあり下水道使用料の増収が見込めない状況とあわせて、一般会計からの繰入も多いことから、経営の健全化が重要な課題となっている。
企業会計に移行したことに伴い、経営の見える化を図り、平成28年度に策定した中長期的な基本計画である「登米市下水道事業経営戦略」の改定を行う。
改定の内容は、今後の人口減少や節水動向などの需要予測と老朽化した施設の更新や統廃合、また、施設管理業務や浄化槽事業も検討に加え、将来必要となる事業量や必要経費を把握した上で、適切な使用料水準についても検討し、基準外の一般会計繰入金の削減に取り組む。</td>
<td>経営戦略の見直し</td>
<td colspan="3">経営戦略の推進・検証</td>
<td>登米市下水道事業経営戦略
中長期にわたる経営健全化、安定的なサービスの提供</td>
<td rowspan="2">上下水道部
経営管理課</td>
</tr>
<tr>
<td>・経営戦略の改定（投資・財政計画（下水道使用料見直しの検討も含む）</td>
<td>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</td>
<td>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</td>
<td>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</td>
<td>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</td>
<td>■令和７年度達成内容
○経営戦略の検証及び上下水道事業ビジョンを新たに策定（令和８年３月25日）した。

■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
○経営基盤の強化：上下水道事業の安全、安定供給の維持へ向けた体制を構築し、持続可能な経営を確立するための今後の方向性を示すものとして、下水道事業も含めた登米市上下水道事業ビジョンを新たに策定した。
○下水道施設統廃合事業の推進：令和５年度に作成した「登米市下水道事業施設統廃合計画」に基づき、下水道施設の統廃合に向けて検討を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">９　第三セクターの経営健全化と自立の促進</td>
<td rowspan="2">第三セクターは、行政と連携した地域振興や産業の活性化等を図ることを目的として、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしてきたが、独立した経営体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組む必要がある。
また、今後の方向性として市民ニーズや行政需要の高度化・多様化に伴って、公的関与の必要性が薄れてきた現状もあることから、公的関与を見直して法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化に向けた取組を行う必要がある。平成23年２月に「第三セクターに係る今後の方向性について」報告書がまとめられており、法人の運営状況と公的関与のあり方等について点検評価するとともに、経営の抜本的な改善や民営化等について検討する。
（㈱なかだ農業開発公社、㈱いしこし、㈱とよま振興公社、㈱みやぎ東和開発公社の経営健全化と自立の促進）</td>
<td colspan="5">継続した調査の実施と自立の促進</td>
<td>各第三セクターの方向性の決定
各第三セクターに係る検討結果に基づく対応の実施</td>
<td rowspan="2">産業経済部
農政課

産業経済部
観光物産戦略課</td>
</tr>
<tr>
<td>・運営状況の点検評価
・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</td>
<td>・運営状況の点検評価
・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</td>
<td>・運営状況の点検評価
・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</td>
<td>・運営状況の点検評価
・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</td>
<td>・運営状況の点検評価
・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</td>
<td>■令和７年度達成内容
○㈱なかだ農業開発公社
環境の悪化や人手不足により、法人の存続に強い危機感を抱いている状況にあることから、市保有株式の民間譲渡は進んでいない。
○㈱東和開発公社・㈱とよま振興公社・㈱いしこし
経営の改善に努めたが、市保有株式の民間譲渡は進んでいない。

■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
【㈱なかだ農業開発公社】
○市が保有する300株のうち145株について、平成29年度に72株・3,600千円を、平成30年度に73株・3,650千円を公社に売却し、合わせて145株の売却が完了した。令和４年度から令和７年度までについては、譲渡に変動なし。
○現時点での自社株化は、株式会社なかだ農業開発公社の現金が目減りし、運転資金が厳しくなるため難しいが今後も経営安定を目指し、自社株としての取得も含め、民間への譲渡を進める上で株式の高評価が得られるように経営改善を進めていく。
○令和７年度においても、経営改善に向けた協議を進めたところであるが、きゅうり農家数や売上の減少、物価高騰による経営悪化に加え、人手不足も深刻であり、法人の存続自体に強い危機感を抱いている状況にある。
○純利益　R3：616千円、R4：△3,975千円、R5：1,376千円、R6：951千円、R7：△4,680千円

【㈱みやぎ東和開発公社】
○道の駅林林館及び道の駅三滝堂の指定管理者として経営改善に努めた。平成24年度の一部市保有株式の民間譲渡以降は、譲渡に変動なし。
○最低賃金の大幅引き上げに伴う人件費の増加や三陸道沿線の競合店舗の影響があるが、地域のニーズに対応すべく商品の見直しを図るとともに、継続的に取り組んでいる新規商品の販売強化や物価高騰に対応するため経費削減に努めた結果、純利益が597,500円とコロナ禍（令和３年度）以降、はじめて黒字となった。
・純利益　R3:△794千円、R4:△11,886千円、R5：△3,087千円、R6：△11,514千円、R7：598千円

【㈱とよま振興公社】
○市有株式の譲渡に努めたほか、とよま観光物産センターの指定管理者として経営改善に努めた。
○物産品の売上げは横ばいとなっているが、物価高騰に伴う仕入れ額や光熱水費等の経費が増加した。また、令和６年度と比較して入館者数及び入館料収入が大幅に減少したことで、純損失額は増加し△3,801千円の決算となった。
・市有株式　R1:180株、R2:180株、R3:100株（80株譲渡）
・純利益：R3：892千円、R4：△7,850千円、R5：△3,593千円、R6：△610千円、R7：△3,801千円

【㈱いしこし】
○累積損失の解消に向けて経営改善に努めて利益を計上したが、市保有株式の民間譲渡に変動無し。
○ゴールデンウィークなどの集客時期に天候が不順であったことから、遊園地の年間入場者数や売上高は減少したものの、経費の削減や営業外収益の確保により18期連続の黒字決算で純利益369千円となり、29年間続いた累積欠損金が解消となった。
・純利益　R3：155千円、R4：627千円、R5：184千円、R6：2,399千円、R7：369千円</td>
</tr>
</table>

②行政サービスの負担水準の適正化

・公共施設の施設使用料等の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R３	R４	R５	R６	R７		
１０　公共施設に係る施設使用料等の見直し	公共施設は、本来、受益者負担の原則の下、利用者からの施設使用料により運営されるべきものだが、本市の施設使用料については、長年にわたり据え置かれている。 また、減免制度についても適用範囲が広いほか、減免割合も大きい状況にある。 ・施設使用料の見直しの実施 ・改定サイクルのルール化 ・減免・減額制度の見直し	見直し方針策定・条例改正	改正条例施行				使用料・利用料の適正化 ・受益者負担の適正化を図る。 ・減免制度の見直しにより適正化・平準化を図る。	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		改定サイクル・減免制度検討	改定サイクルルール化・減免制度見直し施行					
		・使用料等見直し方針案の策定 ・市民意見の聴取	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。		
		■令和７年度取組内容 ○令和６年４月１日から改正料金による運用を開始しており、利用者及び各施設からの問い合わせ等に適宜対応した。 ○施設の利用実績を分析し、料金改正の影響や効果など令和11年度に行う予定のコスト再計算による検証に向けてデータの蓄積を図った。 ○前年度の利用実績と比較して減免件数は増加したものの（R6：31,747件、R732,383件）、料金収入は増加（R6：22,550千円、R7:25,354,361円）していることから、受益者負担の適正化が図られた。なお、利用料金が増加した要因は、一部体育施設における個人利用の増加によるもの。					**■令和７年度達成内容** ○令和６年４月から新使用料等及び減免制度の運用を開始し、受益者負担の適正化を図っており、コスト再計算による検証に向けてデータの蓄積を図った。 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R３	R４	R５	R６	R７		
１１　検診料の見直し	検(健）診は、生活習慣病等の予防と、疾病の早期発見による重症化予防を目的として実施しており、本市の受診率は、県内でも上位を推移している。 現在、本市では、一部の検診を除いて自己負担を徴収していないが、他の自治体は医療費と同程度の自己負担を徴収している。 公共サービスの適正化と財政の健全化を図るため、令和４年度から段階的に自己負担を徴収し、他の自治体と同水準の自己負担に向けて検討をしていく。 今後においても、国や近隣自治体の動向について情報収集を継続しながら、各種検診への自己負担や検査項目の必要性、受診率の向上及び市民の医療負担の軽減と財政健全化の観点から、総合的に検証を行っていく必要がある。 自己負担を徴収したことによる検診率への影響を検証するとともに、近隣自治体の検診実施状況の把握や、国におけるがん検診の指針等を注視しつつ、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。		受診率の検証				検診料の適正化 ・検診料総額に占める自己負担割合 ・重症化予防による医療費の適正化 ・効果額119,672千円	市民生活部 健康推進課
		徴収に向けた調整	実施する任意検診項目の見直し					
			検診自己負担料の検討					
		・徴収に向けた調整	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額18,773千円	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額18,773千円	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額41,063千円	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額41,063千円		
		■令和７年度取組内容 ○一部の健診（検診）を除き、令和６年度から自己負担料を徴収しており、令和７年度は激変緩和措置を終え、自己負担が３割程度となったことから、51,349千円の歳出削減効果があった。 ○現状の受診率を維持していく必要があるため、市公式ラインや広報等で積極的に周知し、受診率の維持に努めた。 ○国におけるがん検診のあり方に関する検討会では、「科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の精度管理」を検討しており、対象者について、最新の科学的根拠等により見直しする等との方向性であり、これらの状況を注視し、国の制度方針が変更される段階で、市の検診制度の見直しを検討する必要がある。 ○登米市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第二期）において、平成29年度までの特定健診受診率目標は65%、各種がん検診は50%としており、目標数値に達していないものはあるが、特定健診、各がん検診ともに県内では高い水準にある。令和６年度以降は、検診有料化などの影響もあり受診率が低下したと思われる。					**■令和７年度達成内容** ○受益者負担の適正化を図るため、自己負担金を徴収 効果額：51,349千円 ○受診率向上に向けた取組の検討	
		登米市の受診率　特定　胃がん　子宮頸がん　乳がん　結核肺がん 令和３年度　59.2%　29.4%　32.9%　38.4%　68.0% 令和４年度　61.3%　29.1%　33.5%　25.4%　68.1% 令和５年度　61.2%　28.4%　33.8%　27.1%　67.1% 令和６年度　60.8%　24.9%　31.1%　24.9%　64.3% 令和７年度　56.8%（暫定）　22.4%　29.2%　22.3%　62.4%						**■令和７年度達成状況** Ｓ：年度計画を超えた達成	

<table>
<tr><td>１２　し尿収集運搬処分手数料の見直し</td><td>し尿収集運搬業務委託料は経費の上昇に伴い、平成元年37.08円/10L(税込)から現在の72.6円/10L(税込)へと段階的に見直しを行ってきている。
一方、し尿収集運搬処分手数料は67円/10Lで、収集運搬業務委託費が上回っている状況にある。
安定したし尿収集運搬処理を行うため、受益者負担の観点から手数料の見直しを行う。</td><td>手数料の検討</td><td colspan="4">手数料の改定、効果の検証</td><td>適切な受益者負担と、施設運営の財源確保
・し尿収集運搬処分手数料の改定による歳入の増
・効果額14,335千円</td><td>環境事業所
衛生センター</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・適正な利用者負担の検討と手数料の算定</td><td>・手数料の改定
(R4.4)
・料金改定による増収
(効果額3,864千円)</td><td>・料金改定による増収
(効果額3,671千円)</td><td>・料金改定による増収
(効果額3,487千円)</td><td>・料金改定による増収
(効果額3,313千円)</td><td>■令和７年度達成内容
○激変緩和措置終了に伴い125円/10L（令和6年10月から）

効果額：101,139千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">■令和７年度取組内容
○激変緩和措置を終了したことから、今後の手数料改定の必要性について検討を行った。
○改定額については、コスト等を基に算出しているが、計画時と比較して増額となったことから、目標値を大きく上回る実績となった。</td><td>■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td><td></td></tr>
<tr><td>１３　有機センターの利用負担の見直し</td><td>家畜排せつ物の有効利用と地域の生活環境保全等を目的に、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定（平成16年施行）され、畜産農家は、法に基づき家畜排せつ物管理施設の整備が義務付けられた。これに対応し、合併前の各町では、関係団体等の意見も踏まえ、平成13年度以降有機センターを建設し、運営を行ってきた。
有機センターは、畜産農家と耕種農家が連携強化、畜産による公害防止、有機センターで生産する良質堆肥の使用による地力改良及び地力増強など、循環型農業の形成を推進する拠点施設として稼動している。
建設から15年以上経過していることから、経年劣化による故障が多く、修理費が増加しており、修理期間による稼働停止に伴い利用も減少している。
６施設ある有機センターを集約し、運営を実施するための調整や整理を行うとともに、老朽化している設備等の大規模な修繕を行い、効率的な運営を図る。
その後、運営の検証と情報収集を継続しながら、健全な運営を検討し、利用料の見直しを行う。
近隣市町村の実施状況の把握を行うとともに、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。</td><td colspan="5">施設の集約化による運営の実施</td><td rowspan="2">利用負担の適正化
・集約化による利用率の変化
・集約化（設備更新）による修繕の健全化
・５年間の効果額　28,857千円
※現段階の効果額は、指定管理料及び緊急修繕から推定</td><td rowspan="2">産業経済部
農政課</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>健全な運営の検証</td><td colspan="3">利用料の見直しと実施への調整</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・運営状況の点検評価
・利用率の向上による運営の健全化
・近隣市町村の実施状況の調査（利用料の検討）効果額　4,213千円</td><td>・運営状況の点検評価
・利用率の向上による運営の健全化
・利用料の見直し、利用組合との協議
効果額　5,161千円</td><td>・運営状況の点検評価
・利用率の向上による運営の健全化
・利用料の見直し、利用組合との協議
効果額　5,161千円</td><td>・運営状況の点検評価
・利用率の向上による運営の健全化
・状況等を踏まえ適正運営の検証
効果額　7,161千円</td><td>・運営状況の点検評価
・利用率の向上による運営の健全化
・状況等を踏まえ適正運営の検証
効果額　7,161千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○有機センターの６施設をメイン４施設、サブ２施設に集約化し、効率的な運用を図るため、令和２年度から南方・迫有機センター、令和３年度から中田・石越有機センターの集約化に取り組み、維持管理経費の抑制を図っている。
○物価高騰の影響により運営経費が増加したため、指定管理料は令和６年度の更新から大幅に増額しており効果額は減少している。
○令和８年３月に石越有機センターの施設修繕が完了したため、今後、機能集約後の全体の施設運営状況の点検を行っていく。</td><td>■令和７年度達成内容
○施設修繕を令和８年３月に完了したが、稼働停止中の施設もあり、運営状況について評価できていない。

○効果額　△2,257千円

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td></tr>
<tr><td>１４　窓口証明手数料の見直し</td><td>窓口手数料については平成28年９月１日に住民票謄本300円を200円に、戸籍附票謄本300円を200円に改正し、他の証明書の金額に合わせた。本市の手数料は周辺自治体と比較して低く設定されており、消費税の引き上げを考慮しながら見直しを行う。
・窓口証明書手数料の一部改正</td><td>手数料の調査、検討</td><td colspan="4">窓口手数料の改定・効果の検証等</td><td>財源の確保
窓口手数料の一部改正による歳入の増
・効果額3,124千円</td><td>市民生活部
市民生活課</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・周辺自治体との比較を含む手数料の検討</td><td>・適正な窓口証明手数料の算定
200円→210円
78,100件/年×10円
・効果額781千円</td><td>・適正な窓口証明手数料の算定
200円→210円
78,100件/年×10円
・効果額781千円</td><td>・適正な窓口証明手数料の算定
200円→210円
78,100件/年×10円
・効果額781千円</td><td>・適正な窓口証明手数料の算定
200円→210円
78,100件/年×10円
・効果額781千円</td><td>■令和７年度達成内容
○令和５年度に手数料条例を改正し、令和６年度から窓口手数料の改定を実施した。前年度より証明書の取扱件数は減少したが、年度目標額を上回る成果となった。
・効果額　6,058千円

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○受益者負担を基本としたコスト計算を行うとともに、県内の窓口手数料を参考とする検討を踏まえ、行政サービス利用に係る負担の公平性、および行政サービスの提供と受益者負担の適正化の観点から、令和６年度より窓口手数料を改定した。
○改定後の窓口手数料は証明書１件あたり100円の歳入増加となり、目標値を上回ることができた。</td><td></td></tr>
</table>

１５　放課後児童クラブの負担金の見直し	県内の市町村のほとんどが放課後児童健全育成事業利用者負担の有料化を実施していることから、本市においても平成27年度に検討を行った結果、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型などの放課後児童対策の整備を優先的に実施するとともに子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、平成28年度からの利用料金徴収を見送った経緯があったが、公平性の確保と安定した財源確保の観点から令和５年度の実施に向け調整を行った。放課後児童対策の持続的な運営に向けた自主財源確保に取り組む。	徴収へ向けた調整	利用料金徴収				利用者負担金の適正化 放課後児童健全育成事業利用料の設定 効果額145,242千円	福祉事務所 子育て支援課 教育部 生涯学習課
		・徴収に向けた調整	・利用料金 38,154千円 ・登録児童数 954人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 36,894千円 ・登録児童数 924人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 35,710千円 ・登録児童数 895人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 34,484千円 ・登録児童数 859人 ・一時利用 2,000人		
		■令和７年度取組内容 ○令和７年４月より、東和３地区を統合した「東和児童クラブ」を開所した。 ○放課後児童クラブ利用料金滞納者への督促、催告を実施した。 ○全ての小学校で放課後児童クラブを実施し、放課後子ども教室と一体的に実施することができた。 ○放課後子ども教室との調整を行い、全ての小学校で放課後児童クラブを実施することとなったことから、小学校によって異なる対応が改善され、一律に利用料を徴収できる環境が整った。					**■令和７年度達成内容** ○放課後児童クラブ負担金の利用料金の徴収を開始した。 効果額：29,198千円 **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	
１６　市民バス運賃の見直し	市民バスの運賃については、平成17年度から1乗車100円としており、この間に行われた二度にわたる消費税の値上げ時にも据え置きとなっていることから、安定した運賃収入の確保のために、運賃の見直しを行う必要がある。 ・市民バス運賃を100円から200円に見直し ・広報紙やホームページ等での市民バスの利用促進啓発 ・広報紙やホームページ、車内広告等による市民バスの維持経費の周知	市民バスの利用促進					市民バスの運賃収入増による委託料の削減 ■運賃収入増による委託料の削減額 （令和7年までの累計） 136,508千円	まちづくり推進部 市民協働課
			運賃の見直し、維持経費の周知					
		・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）3,440千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円		
		■令和７年度取組内容 ○収支改善の取組として、令和６年度から運賃100円を200円に改定している。「学生フリーパス」の利用対象者を拡大するとともに、新たに一般向けのフリーパスを販売することで運賃収入額が増額した。 ○市民バスの利用促進に向け、高校新入学生への無料乗車券を４回分配付、中学３年生への高校通学に係るバス利用及びフリーパスの案内、幼稚園でのバスの乗り方教室、こどもまつりへの市民バスブースの出展などを実施した。これらの取組を通して、市民バスの認知度向上と利用促進を図ったことで運賃収入の増額につながったが、令和２年度から新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減して以降、徐々に回復傾向にはあるものの、コロナ禍前の利用状況に戻らないことのほか、人口減少、運賃改定の影響もあることから目標を下回った。					**■令和７年度達成内容** ○運賃改定を令和６年度から実施し、運賃収入は増額となったが、人口減少の影響により目標を達成できなかった。 効果額：12,211千円 **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	

③公共インフラの適正な管理

・公共施設管理の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７		
１７　公共施設等総合管理計画個別計画の推進	市内の公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された施設であり、今後多くの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕費や建替・更新費用に対する財源の確保が必要となる。 一方で厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展と人口減少に対応していくためには、既存施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応していく必要がある。 このような状況を踏まえ、「登米市公共施設等総合管理計画」を平成28年12月に策定し、行動計画に当たる施設分類別の「個別計画」を令和２年度に策定しており、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指すこととしている。建物公共施設について、平成27年度を基準年とし令和17年度までの20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。	個別計画の実施					■Ｒ３～Ｒ７削減面積合計　25,088㎡	総務部 総務課
		計画の検証・見直し						
		５ヶ年目標　・民間譲与等　△ 9,362.28㎡ ・除却　△13,612.81㎡ ・地域移管　△ 2,113.22㎡ ・合計　△25,088.31㎡						
		■令和７年度取組内容 ○建物公共施設について、平成27年度を基準とし令和17年度までに20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。 ○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。 ○保有延床面積の削減に向けて、建物公共施設を管理している所管課と調整し、計画を前倒しして除却を進めた施設がある一方で、地域の希望がなく移管が進まなかった施設や条件整理が整わず除却を先送りした施設などもあり、達成率が低くなっている。					**■令和７年度達成内容** ・民間譲与等　△852.22㎡ ・除却等　△504.03㎡ ・地域移管　△　0.00㎡ 削減面積計　△1,356.25㎡ **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	

１８　公共施設マネジメントの確立	本市の公共施設は、築30年を超える施設が全体の36%を占め、さらに多くの施設が耐用年数を迎え、老朽化に直面することから、将来のまちづくりを念頭においた施設の必要性と公共施設のあり方について検討をしていく必要がある。 また、少子高齢化等の社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応し、本市のまちづくりを支える拠点施設の整備を行うため、効率的で効果的な活用ができるよう複合化、多機能化を原則とし、将来の財政状況を見据えた建築物総量の管理を行う必要がある。 併せて、建築物を更新する際は、イニシャルコスト、ランニングコスト、解体費までのライフサイクルコストを検証し、公共施設の管理を推進していく必要がある。建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努める。	個別計画の実施 計画の検証・見直し ５ヶ年目標　・機能移転　６施設 ・多機能化　12施設 ・合計　18施設 **■令和７年度取組内容** ○建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努めた。 ○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。 ○「公共施設等総合管理計画個別計画」に基づき、建物公共施設の複合化、多機能化に向けて所管課と調整を行った。 ○建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に務め所管課と調整を行った。	■Ｒ３～Ｒ７複合化、多機能化による削減数合計18施設 **■令和７年度達成内容** ○複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努め所管課と調整を行った。 **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	総務部 総務課

・社会インフラ管理の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール Ｒ３ / Ｒ４ / Ｒ５ / Ｒ６ / Ｒ７	達成指標	所管部局
１９　公共工事の業務委託コストの縮減	本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中して発生することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが求められている。 限られた財源を有効に活用し、効率的な維持修繕を継続して行うため、公共工事発注に伴う経費節減への取組みが必要である。舗装補修工事の発注に伴う測量設計業務について、作業計画や現地踏査、縦横断測量や平板測量などを既存の道路台帳システム図面や航空写真などを活用することで簡素化し、業務委託にかかるコストの縮減を図る。 小規模橋梁補修工事の発注に伴う設計業務について、既存の橋梁点検成果図面を活用し、設計積算についても実績を参考として構造規模別に標準化を図ることにより、設計委託にかかるコストの縮減を図る。	公共工事の業務委託コスト縮減の推進 成果の検証・内容検討 業務委託コストの縮減（21,100千円） / 業務委託コストの縮減（8,700千円） / 業務委託コストの縮減（5,100千円） / 業務委託コストの縮減（5,100千円） / 業務委託コストの縮減（5,100千円） **■令和７年度取組内容** ○建設工事等における費用対効果とコスト縮減意識は、常に意識し事業推進しなければならないが、事業のあらゆる過程において職員のコスト縮減に対する意識の定着化が図られてきている。 ○コスト縮減については、組織的な取組により現場や個人レベルでのコスト意識は向上してきており、今後においては、ライフサイクルコストを重視した取り組みによるトータルコストでの縮減を目指していく。 ○効果額の算定にあたっては、縮減額として計算できるもので算定しているが、行動計画の具体的施策については貨幣換算が困難な案件も多いことから、時代の変化に合わせた実効性のある施策とするためには、実施可能な項目に絞ったリスト作成やわかりやすく算出が容易な成果指標の設定などについて、行動計画の見直しについて検討の必要がある。 ○取組効果額 ・令和７年度の見直し目標　5,100千円以上　【内訳】工事の計画・設計等の見直し	公共工事の業務委託コスト縮減の推進 ①測量設計業務を簡素化により担当者が行う。 ②設計積算の標準化を図り担当者が行う。 削減目標金額は計画事業費などにより各年度毎に算出 **■令和７年度達成内容** ○効果額 5,957千円 （目標額に対して857千円超過） **■令和７年度達成状況** Ｓ：年度計画を超えた達成	建設部 建設総務課
２０　道路や橋梁の機能保全	本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが不可欠である。道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図る。 橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト縮減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努める。 急速に進展した三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備により広域道路のネットワークの強化が図られており、現在の交通体系の状況変化を踏まえて、今後の交通ネットワークの見直しを行い、効率的で効果的な事業実施に努める。	道路や橋梁の機能保全 **■令和７年度取組内容** ○道路や橋梁の機能保全 道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図り、橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト縮減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努めた。 ○道路施設の延命化と橋梁施設の機能維持が効果的に行えるよう工夫しながら取組むことで、職員の維持管理経費の節減と業務低減への意識づけが図られた。	－ **■令和７年度達成内容** ○道路や橋りょうの効率的な維持管理経費の節減と業務低減の意識づけが図られた。 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	建設部 建設総務課

④税収・税外収入の確保
・財源の創出

<table>
<tr><th>実行プログラム</th><th>取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th>達成指標</th><th>所管部局</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="3">２１　公共施設等を活用した広告掲載の推進</td><td rowspan="3">これまでに、広報印刷物、市ホームページを広告媒体として有効活用し、民間企業などの広告を有料で掲載する広告事業を行ってきた。
平成26年度から公用車を活用した広告事業を行っているが、自主財源の更なる創出を目指す上では、公共施設等を有効活用した新たな広告事業についても検討を進めていく必要がある。
公用車車両広告を引き続き実施するとともに、庁舎壁面広告、公共施設余剰地への広告看板の設置、広告付き玄関マット、ネーミングライツ、サポーター制度といった新たな広告媒体等の掘り起こしを行い、自主財源の創出に努める。</td><td colspan="5">公用車車両広告の実施、掲載車両の見直し
新たな広告媒体の掘り起こし、掲載の実施</td><td rowspan="2">■Ｒ３～Ｒ７広告収入合計　6,145千円
・公用車車両広告　576千円×５年＝2,880千円
・ネーミングライツ　2,765千円
・その他　100千円×５年＝500千円</td><td rowspan="3">総務部
総務課</td></tr>
<tr><td>R3目標効果額計676千円

・公用車車両広告
576千円
・その他　100千円</td><td>R4目標効果額計676千円

・公用車車両広告
576千円
・その他　100千円</td><td>R5目標効果額計676千円

・公用車車両広告
576千円
・その他　100千円</td><td>R6目標効果額計1,941千円

・公用車車両広告
576千円
・ネーミングライツ
1,265千円
・その他　100千円</td><td>R7目標効果額計2,176千円

・公用車車両広告
576千円
・ネーミングライツ
1,500千円
・その他　100千円</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○広告掲載機会の提供による地域経済の活性化と市の財源確保に繋げるため、市内に事務所、店舗等を持つ個人、法人を対象に、市有財産である公用車を広告媒体とした有料広告事業を実施した。
・対　象　車　両：軽自動車で概ね「年間走行距離が１万km以上」、「年間稼働日数が200日以上」の車両
・広告掲載期間　：令和７年４月１日～令和８年３月31日（12か月）
・広告料（年額）：１台48,000円×４台＝192千円
○新たな財源を確保することにより、施設等の良好な維持管理・運営を図るため、令和５年度から市の公共施設等を広告媒体としたネーミングライツ事業を実施し、令和７年度までに10施設のネーミングライツを導入している。
・対象施設：①長沼フートピア公園、②迫中江中央公園、③迫図書館、④登米祝祭劇場（水の里ホール）、⑤登米総合体育館（とよま蔵ジアム）、⑥中田総合体育館（なかだアリーナ）、⑦中田球場、⑧迫体育館、⑨迫梅ノ木公園（梅ノ木グリーンパーク）、⑩豊里花の公園
・愛　　称：①長沼フートピア トヨテツの丘公園、②エスファクトリー東北 中江公園、③迫図書館 白鳥ライブラリー・爽陽、④水の里ホール・Abebisou、⑤エスビー食品とよま蔵ジアム、⑥トライデントなかだアリーナ、⑦トライデントボールパーク、⑧オサベフーズ迫体育館、⑨オサベフーズ梅ノ木グリーンパーク、⑩只野組豊里花の公園
・付与期間：①②令和５年８月１日から令和10年３月31日まで、③令和５年８月１日から令和９年３月31日まで、④⑥⑦令和６年５月１日から令和11年３月31日まで、⑤令和６年５月１日から令和10年３月31日まで、⑧⑨⑩令和７年１月６日から令和11年３月31日まで
・命名権料（R7年額）：①660千円、②385千円、③220千円、④1,100千円、⑤⑥660千円、⑦110千円、⑧660千円、⑨330千円、⑩220千円、計5,005千円</td><td>■令和７年度達成内容
■実　績：車両広告　192千円
ﾈｰﾐﾝｸﾞﾗｲﾂ　5,005千円
計　5,197千円
■車両広告では、計画台数より８台少ない４台の掲載であった。
ネーミングライツは、令和６年度に引き続き10施設となっている。

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２２　ふるさと応援寄附金等の推進</td><td rowspan="3">■平成27年度において、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」に掲載し、インターネットからの申込とクレジット決済を導入したことにより、平成26年度比で件数は約39倍、金額は約17倍と飛躍的に増加した。
■その後、「ふるさとチョイス」内での契約自治体数や返礼品数が急増したことにより、平成29年度においては、79,339千円まで落ち込んだが、平成30年度において「さとふる」と「楽天市場」に参入したことにより、122,382千円まで回復している。
■令和元年度においては、３割以下の返礼品や地場産品の限定など統一した制度の中で、新たにスタートする競争元年であると言われており、こうした競争に対応していくためには、地域の魅力を「選ぶ」主体に適切に伝える工夫が重要となる。
■こうしたことから、時代の変化に沿った返礼品の充実と並行し、“まちづくり”や“ヒト”にも共感をもっていただき、「寄附したい」、「応援したい」と思われるような仕組みづくりを進める必要があるとともに、更なる財源の確保に繋げるためには、企業版ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディングについても推進していく必要がある。
■本市のふるさと納税応援寄附金事業をより充実したものにするため、更なる制度の拡充を図っていく。
・寄附者との継続的な繋がりを持つ取組の強化
・返礼品の充実に向けた取組の強化
・露出機会を高める取組の強化</td><td colspan="5">ふるさと応援寄附金の促進
新たな寄附金制度（ガバメントクラウドファンディング等）の検討・導入</td><td rowspan="2">■寄附額の増収　577,695千円
・Ｒ３効果額＝目標額 250,000千円－Ｒ１実績157,661千円
・Ｒ４効果額＝目標額 253,000千円－Ｒ１実績157,661千円
・Ｒ５効果額＝目標額 278,000千円－Ｒ１実績157,661千円
・Ｒ６効果額＝目標額 505,000千円－Ｒ１実績157,661千円
・Ｒ７効果額＝目標額 505,000千円－Ｒ１実績157,661千円
■寄附件数の増　48,705件</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
まちづくり推進課</td></tr>
<tr><td>○Ｒ１実績対比
効果額92,339千円
（3,493件）

・ふるさと応援寄附金
250,000千円</td><td>○Ｒ１実績対比
効果額95,339千円
（3,613件）

・ふるさと応援寄附金
250,000千円
・GCF等
3,000千円</td><td>○Ｒ１実績対比
効果額120,339千円
（4,613件）

・ふるさと応援寄附金
275,000千円
・GCF等
3,000千円</td><td>○Ｒ１実績対比
効果額347,339千円
（18,493件）

・ふるさと応援寄附金
500,000千円
・GCF等
5,000千円</td><td>○Ｒ１実績対比
効果額347,339千円
（18,493件）

・ふるさと応援寄附金
500,000千円
・GCF等
5,000千円</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○寄附金を活用した事業の紹介や返礼品提供事業者の思いをまとめた冊子を作成し、過去に寄附をいただいた方に送付するとともに、返礼品の紹介記事等を掲載したメールマガジンを定期的に配信するなど、寄附者との継続的なつながりを持つ取組を推進した。
○魅力的な返礼品の充実を図るため、新規返礼品の掘り起こしを行った。
○企業版ふるさと納税の対象事業の充実を図り、企業との新たなつながりの構築を推進した。→対象事業として８事業を掲げ募集を行い、金融機関との連携による取組等の結果、16社から計28,700千円の寄付があった。</td><td>■令和７年度達成内容
○効果額：934,882千円
基準年度（R元年度）に対して39,524件の増

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>２３　積立基金の運用による運用益の向上</td>
<td>本市では、積立基金の運用にあたっては、これまで安全性を担保する観点から、その多くを定期預金により運用してきた。一方、現下の経済情勢から、預金金利は低下の一途をたどり、現在の定期預金金利は、１年定期で0.002%～0.025%と非常に低い状況で、このため近年、本市での積立基金での運用益は非常に低い水準で推移している。
こうした金利環境の下で、一層の運用益の向上を図るためには、債券や株券など、より金利の高い金融商品によって運用する必要があるが、その一方で、運用上の安全性の確保、さらには原資となる基金活用を長期的に見通す必要がある。
令和元年度に基金運用上の課題である「資金の安全性の確保」、さらには「基金活用の長期的な見通し」などを踏まえ策定した「積立基金運用方針」を基に、毎年、基金運用計画を策定し、安全性の高い金融商品として公的機関が発行する債券を計画的に購入することで、積立基金運用による運用益の向上を図る。
また、債券購入に当たっては、金利情勢を注視し、有利な条件での債券購入を検討する。</td>
<td colspan="5">金利情勢を踏まえたうえで「積立基金運用方針」に基づき債券を計画的に購入し運用益の向上を図る</td>
<td>積立基金を原資に安全性の高い債券を計画的に購入し、運用益の向上を図る。５年間の効果額20,000千円</td>
<td rowspan="2">会計課</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（５億円程度）
※債券購入による運用益増加額　200万円</td>
<td>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（５億円程度）
※債券購入による運用益増加額　300万円</td>
<td>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（５億円程度）
※債券購入による運用益増加額　400万円</td>
<td>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（５億円程度）
※債券購入による運用益増加額　500万円</td>
<td>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（５億円程度）
※債券購入による運用益増加額　600万円</td>
<td>■令和７年度達成内容
○R7運用益：　25,637千円
○R1運用益(基準)：　8,843千円
○効果額　：　16,794千円

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
○令和６年３月のマイナス金利政策解除により普通預金・定期預金の利率が、令和元年度に比べ最大0.395%高くなり、利子収入が大きく増加した。
○積立基金を一括運用し、金利情勢を注視しながら、高い利率の債券を購入することで有効的な運用益の増に努めた。購入実績としては、令和２年度に５億円、令和３年度に２億円、令和４年度に１億円、令和５年度に１億円、令和６年度に１億円の債券を、いずれも計画値より高い利率の債券を購入したことで、更なる運用益を確保することができた。</td>
</tr>
<tr>
<td>２４　広報紙及びホームページへの広告掲載の推進</td>
<td>市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を推進する必要がある。広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を行う事業者を選定し、広告の掲載枠を売却する。</td>
<td colspan="5">広報紙及びホームページ広告枠の売却</td>
<td>有料広告収入
広報紙：84.33千円×12カ月＝1,012千円
ホームページ：63.25千円×12カ月＝759千円
合計：1,771千円・効果額５年間合計8,855千円</td>
<td rowspan="2">総務部
市長公室</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>有料広告収入：
1,771千円</td>
<td>有料広告収入：
1,771千円</td>
<td>有料広告収入：
1,771千円</td>
<td>有料広告収入：
1,771千円</td>
<td>有料広告収入：
1,771千円</td>
<td>■令和７年度達成内容
○広報紙及びホームページ広告枠の売却

効果額：1,879千円

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
○財源を確保するため、市広報紙、市公式ホームページへの広告掲載代理店を選定し、広告の掲載枠を売却した。広告枠は一括で売却契約し、受託者が代理店として履行している。
○市の資産を広告媒体として活用し、民間企業の広告を掲載することにより、財源の確保だけでなく、広告主への広告掲載機会を提供することにより地域経済の活性化につながる取り組みとなった。
○広報紙は、Ａ４版オールカラーで市内全世帯に配布するほか、道の駅・産直、商店、宿泊施設などに設置。市公式ホームページは、バナー広告を掲載するトップページのアクセス数が月平均48,387件（Ｒ７実績）であり、広告主は多くの対象に効果的な広告を行うことができる。</td>
</tr>
<tr>
<td>２５　パソコンへの電子広告の導入</td>
<td>広告の掲示については、外向けの方法としてエレベータ扉、階段の登り面、自動ドア、カウンター下スペース、ガラス面などに表示することが想定される。さらには各支所等で議会中継を放映しているモニタの未使用時間にＣＭを放映、議会休憩中に放映などが考えられる。病院事業でも受付にモニタがあるので、同様の取組を行うことで広告収入の拡充が期待できる。</td>
<td colspan="5">継続的な安定運営
電子公告メニューの拡充
電子広告件数の拡大</td>
<td>パソコンに電子公告を掲載することで収入確保を図る</td>
<td>まちづくり推進部
ＤＸ推進室</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
○職員に対する広告表示は職務専念義務との関係から実施困難なものと考えられ、令和６年度に検討を取りやめた。</td>
<td>■令和７年度達成内容
―

■令和７年度達成状況
Ｃ：実施できず（後年度へ延期を含む）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>２６　市民バス広告掲載事業</td><td>平成23年度から市民バス利用環境改善事業により市で上屋の整備を行ったバス停のうち、壁面のある６カ所（最大掲載数15枠）のバス停については、バス利用者にとっての訴求力が高く、企業の広告を掲載するには有効なスペースとなっている。
・事業者から応募された広告について、市で整備したバス停（６カ所）に掲載することで、広告料収入を確保する
・バス停への掲載料については、掲載１枠につき月額5,000円を基本とする。</td><td colspan="5">市民バスの利用促進
車両広告の掲載・広告料収入の確保
・広告料収入（バス停）
420千円
（５千円×12月×掲載見込み７枠）
・広告料収入（バス停）
420千円
（５千円×12月×掲載見込み７枠）
・広告料収入（バス停）
420千円
（５千円×12月×掲載見込み７枠）
・広告料収入（バス停）
420千円
（５千円×12月×掲載見込み７枠）
・広告料収入（バス停）
420千円
（５千円×12月×掲載見込み７枠）
■令和７年度取組内容
○市ホームページ、広報及びコミュニティFMによる周知を行うとともに、掲載枠の拡大や市内事業者への一斉周知などにより、掲載箇所の増加に努めた。
○高校付近のバス停への申込が多かったため、高校生を対象とした広告のニーズを想定し、企業への周知に取り組み利用拡大に努めた。</td><td>■広告掲載バス停数 6カ所
■最大掲載数 15枠
■掲載見込み数 ７枠
■広告掲載料収入 420千円×5年=2,100千円
■令和７年度達成内容
○効果額:840千円（14枠）
○達成率：200%
■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td><td>まちづくり推進部
市民協働課</td></tr>
<tr><td>２７　企業誘致の推進</td><td>・財政健全化に向け、歳出の抑制だけでなく歳入の増加につながる取組みによる財源の確保が必要である。
・長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への早期企業立地に向け、３年間集中的に誘致活動を強化
・新規立地及び市内企業への支援強化による雇用創出</td><td colspan="5">長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への企業立地に向けての企業誘致活動
工業団地用地売却に向けての誘致活動強化期間
・２社の新規企業立地
・各税の収入増見込
法人市民税　130千円
固定資産税3,337千円
個人市民税2,629千円
合　計　6,096千円
・２社の新規企業立地
・各税の収入増見込
法人市民税　390千円
固定資産税9,034千円
個人市民税8,841千円
合　計18,265千円
・各税の収入増見込
法人市民税　920千円
固定資産税48,763千円
個人市民税20,785千円
合　計　70,468千円
・各税の収入増見込
法人市民税　1,480千円
固定資産税125,137千円
個人市民税　44,436千円
合　計　171,053千円
・各税の収入増見込
法人市民税　1,480千円
固定資産税111,853千円
個人市民税　44,436千円
合　計　157,769千円
■令和７年度取組内容
○長沼第二工業団地及び登米インター工業団地へ新たな企業が立地したことにより、固定資産税が増加したことに加え、新規企業立地による雇用が創出されたことで個人市民税も増加した。
○長沼第二工業団地及び登米インター工業団地に新規企業を誘致したことにより、法人市民税等の税収増加につながったが、目標値には至らなかったため、今後も積極的な誘致活動により、長沼第二工業団地への企業立地を推進する。</td><td>新規立地企業による税収（法人市民税、固定資産税及び個人市民税）増加の効果
効果額：423,651千円
■令和７年度達成内容
○工業団地への誘致企業に伴う効果額：
12,126千円
■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td><td>産業経済部
地域ビジネス
支援課</td></tr>
</table>

・市保有財産の売却等

<table>
<tr><th>実行プログラム</th><th>取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th>達成指標</th><th>所管部局</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>２８　遊休財産の活用の促進</td><td>市有財産の利活用及び処分等については、平成29年３月に策定した登米市公有財産利活用基本方針に基づき、公有財産等調整委員会での審議を経たのち、遊休財産の売払い処分や貸付等を行っている。
遊休地の処分については、公共施設等総合管理計画個別計画の推進により、今後、除却対象施設など新たな遊休財産が発生することが想定されるため、積極的な貸付やインターネットを活用した売却などを推進する必要がある。現在、無償貸付している貸付地については、借主の理解を得ながら順次、有償貸付に切り替えを行うことで、税外収入の創出に繋げていく必要がある。遊休財産の洗い出しにより売却可能財産及び貸付可能財産の整理を行う。
売却可能財産については、境界確定等の条件整備をした後、インターネットなどによる一般競争入札の実施を行う。
貸付可能財産については、広報紙やホームページで広く周知を行い、積極的な貸付を行う。
無償貸付している貸付地については、更新時期が到来したものから、借主との協議の上、有償貸付に切り替え財源の創出に努める。</td><td colspan="5">遊休財産の調査・洗出
遊休財産の条件整備と利活用
遊休財産の貸付・売却
売却等件数　１件
9,000千円
売却等件数　８件
16,620千円
売却等件数　５件
5,065千円
売却等件数　２件
2,214千円
売却等件数　３件
3,623千円
■令和７年度取組内容
○公有財産等調整委員会を６回開催し、払下げ要望地の売却や未利用地で貸付可能な財産を有償貸付ができるように努めた。
○インターネット公有財産売却システムによるオークションを６回実施したが、応募がなかった。
○一般競争入札を３回実施し、９件分の土地の公募を行ったが落札は無かった。
○順次売却に向けた条件整備（土地境界確定等）を行うとともに、安定した財源の確保に向けて遊休財産の売却を進めた。
○インターネット公有財産売却システムの利用により、市内外を問わず全国の利用者が応札可能な状況を提供している。また、未落札物件については固定資産評価額等を確認し、地価の下落がある物件については売却価格の見直しを行った。
○一般競争入札について、年度目標に掲げていた３件（南方町新沢浦地内２件、石越町東郷地内１件）については 、他の物件の条件整備を優先したことにより公募を行わなかった。
○インターネット公有財産売却システムにより随時入札を実施しているが、市中心部の物件はなく、郊外の物件のためか応札がない状況となっている。</td><td>■Ｒ３～Ｒ７の売却等目標合計
・件数：19件
・金額：36,522千円
■令和７年度達成内容
○売却物件　０件
○売却金額　０千円
■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td><td>総務部
総務課</td></tr>
</table>

・債権確保策の強化

<table>
<tr><th rowspan="2">実行プログラム</th><th rowspan="2">取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th rowspan="2">達成指標</th><th rowspan="2">所管部局</th></tr>
<tr><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr><td rowspan="3">２９　市税等の収納率向上</td><td rowspan="3">長引く景気の低迷や消費増税、東日本大震災などにより納付の困難な状態が続いてきたが、これまでの市税等徴収率向上計画を着実に実行してきたことで、収納率は確実に上昇しているが、現年収納率が低いため、滞納繰越額の大幅な圧縮は難しい状況となっている。
このため、滞納繰越分の圧縮を図るためには、現年度分の徴収強化策（早期納付勧奨や特別催告等）による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分に対する滞納処分（財産調査による差押えや捜索、不動産公売等の実施）の更なる強化に取り組む必要がある。第１次市税等徴収率向上計画（平成21～23年度）、第２次市税等徴収率向上計画（平成24～26年度）、第３次市税等徴収率向上計画（平成27～29年度）、第４次市税等収納向上計画（平成30～令和2年度）、今後も令和３年度から令和５年度までは、第５次市税等収納向上計画、令和５年度に第６次市税等収納向上計画を策定し、令和６年度から第６次市税等収納向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、滞納繰越額の圧縮をしながら引き続き自主財源の確保に努める。</td><td colspan="5">第5次計画の推進 → 第6次計画の策定 → 第6次計画の策定</td><td>■現年度収入の増額　66,397千円
■滞納繰越額の減額　7,129千円
・現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率98.34%）
・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率25.79%）</td><td rowspan="3">総務部税務課</td></tr>
<tr><td>・現年：98.35%
Ｒ1増減額：1,207千円
・滞繰：25.85%
Ｒ1増減額：535千円</td><td>・現年：98.40%
Ｒ1増減額：7,243千円
・滞繰：25.90%
Ｒ1増減額：980千円</td><td>・現年：98.45%
Ｒ1増減額：13,279千円
・滞繰：25.95%
Ｒ1増減額：1,426千円</td><td>・現年：98.50%
Ｒ1増減額：19,316千円
・滞繰：26.00%
Ｒ1増減額：1,871千円</td><td>・現年：98.55%
Ｒ1増減額：25,352千円
・滞繰：26.05%
Ｒ1増減額：2,317千円</td><td>■令和７年度達成内容
○現年：調定額　13,037,943千円×（98.45%-98.34%）＝ 14,342千円
○滞繰：調定額　586,829千円×（21.75%-25.79%）＝△23,708千円

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○滞納整理に関する職員のスキルアップを図るための各種研修への参加、県地方税滞納整理機構への派遣経験職員等の知識、理論、技術を習得することで収納率の向上に努めた。
○現年度分の徴収強化による滞納繰越金額の縮減のため、徹底した財産調査や処分執行とともに、令和３年度に策定した滞納処分の執行停止基準に基づき債権の適正な管理に努めた。
○滞納整理におけるノウハウを習得し、職員各々が折衝、調査、処分、処分の停止等を適切に見極め実践することで、納税意識の醸成及び新たな滞納の抑止に努めた。
○納付困難な滞納者には、新たな滞納金額を増やさないよう現年度分優先で納付に取り組んだが、物価高騰による生活コストの上昇などの影響もあり、現年度、滞納繰越分ともに目標を下回る結果となった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３０　住宅使用料の収納率向上</td><td rowspan="3">景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、公営住宅行政には住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの構築が求められている。
文書催告や訪問催告を行うことで収納率は回復傾向にあるが、現年度の収入未済額が滞納繰越分の収入額を上回り、未納住宅使用料の大幅な圧縮には至っていない。
今後は、未納住宅使用料の圧縮に向けて、嘱託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握を行うとともに、悪質な滞納者に対しては税務課への移管並びに催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行い、納付者との公平・公正性の確保を図る必要がある。</td><td colspan="5">随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮</td><td>■現年度収入の増額
累計2,561千円
・市営住宅　1,886千円
・定住促進住宅　675千円
■滞納繰越の減額
累計　217千円
・市営住宅　119千円
・定住促進住宅　98千円

・現年分：Ｒ１調定×（各年度目標収納率－Ｒ１収納率市営住宅95.30%　定住促進住宅97.71%）
・滞繰分：Ｒ１調定×（各年度目標収納率－Ｒ１収納率市営住宅17.75%　定住促進住宅14.97%）</td><td rowspan="3">建設部
住宅都市整備課</td></tr>
<tr><td>・現年
市営住宅：95.50%
Ｒ1増減額：290千円
定住促進住宅：97.85%
Ｒ1増減額：105千円
・滞繰
市営住宅：17.80%
Ｒ1増減額：17千円
定住促進住宅：15.20%
Ｒ1増減額：18千円</td><td>・現年
市営住宅：95.53%
Ｒ1増減額：334千円
定住促進住宅：97.87%
Ｒ1増減額：120千円
・滞繰
市営住宅：17.81%
Ｒ1増減額：20千円
定住促進住宅：15.21%
Ｒ1増減額：19千円</td><td>・現年
市営住宅：95.56%
Ｒ1増減額：377千円
定住促進住宅：97.89%
Ｒ1増減額：135千円
・滞繰
市営住宅：17.82%
Ｒ1増減額：24千円
定住促進住宅：15.22%
Ｒ1増減額：20千円</td><td>・現年
市営住宅：95.59%
Ｒ1増減額：421千円
定住促進住宅：97.91%
Ｒ1増減額：150千円
・滞繰
市営住宅：17.83%
Ｒ1増減額：27千円
定住促進住宅：15.23%
Ｒ1増減額：20千円</td><td>・現年
市営住宅：95.62%
Ｒ1増減額：464千円
定住促進住宅：97.93%
Ｒ1増減額：165千円
・滞繰
市営住宅：17.84%
Ｒ1増減額：31千円
定住促進住宅：15.24%
Ｒ1増減額：21千円</td><td>■令和７年度達成内容
○現年
・市営：3,185千円増収
・定住：　720千円増収
○滞繰
・市営：1,914千円減収
・定住：　21千円減収

（年度合計 1,970千円増収）
（年度目標　681千円増収）

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○滞納の初期段階においては、電話や文書による催告、さらに訪問による徴収を行ったほか早期に連帯保証人への通知を実施し、新たな滞納の発生を抑え、当年度の収納率の向上に繋げた。また、長期間かつ高額の滞納者に対しては、住宅の明渡を含む交渉や連帯保証人への通知を実施し、一括払いや分割払いでの納付を促すことで収納率の改善を図った。
○目標が達成できなかった市営住宅及び定住促進住宅の過年度については、電話や文書及び臨戸訪問による催告の実施、連帯保証人への協力依頼及び債務履行要請等により納付意識の向上を図り、納付誓約等につながった。しかし、一部の低所得入居者及び、退去済みの長期滞納者が生活困窮理由として納付の遅滞が発生しており、目標の達成ができなかったと考えられる。
○目標を達成した市営住宅の現年度は、新規滞納者の抑制に務めたことにより達成できたと考えられる。また、定住促進住宅の現年度についても、入居者の所得が一定以上あるため催告及び折衝が効果を発揮し達成できたと考えられる。
○コンビニ納付の周知による納付機会の拡充、督促状・催告書の送付、電話催告及び臨戸訪問催告の実施、連帯保証人への協力依頼及び債務履行要請を行った。

【令和７年度実績】
市営住宅現年度　98.75%（実績値）－ 95.62%（目標値）＝ 2.23%
定住促進住宅現年度　98.97%（実績値）－ 97.93%（目標値）＝ 1.04%
市営住宅過年度　11.93%（実績値）－17.84%（目標値）＝ -5.91%
定住促進住宅過年度　14.64%（実績値）－ 15.24%（目標値）＝ -0.60%</td></tr>
</table>

３１　学校給食費の収納率向上	学校給食費の滞納額は、平成30年度で28,292千円（現年度分3,969千円、滞納繰越分24,323千円）となっている。滞納者に文書や電話での催告に加え、徴収嘱託員を２名（令和２年度から１名）配置して専門的に訪問による滞納給食費の徴収に努めているが、景気低迷や消費増税等により経済的に影響を受けている保護者もおり、滞納額はいまだ28,000千円を超える状態にある。 滞納繰越分が拡大しないよう、特に現年度分の収納率の向上に努めていく必要がある。	随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮					・現年度収入の増額　3,701千円 ・滞納繰越の減額　98千円 現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率　98.61%） ・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率　14.99%）	教育委員会 西部学校給食センター
		・現年：98.86% R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円	・現年：98.87% R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円	・現年：98.88% R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円	・現年：98.89% R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円	・現年：98.90% R1増減額：795千円 ・滞繰：15.10% R1増減額：31千円		
		■令和７年度取組内容 ○徴収嘱託員１名を配置し、過年度分及び現年度分未納者への訪問徴収を行った。 ○給食センターにおいて、毎月、現年度分未納者に督促状の送付を行った。 ○6月、9月、3月に、学校教育課、給食センター、徴収嘱託員が連携した重点行動を実施した。 ○給食センターが行う随時の納付催告として、電話による催告を実施した。 ○子育て支援課との連携による児童手当からの徴収を実施した。なお、児童手当からの徴収に当たっては、保護者へ丁寧な説明を行った。 ○過年度分は未納者への交渉を継続し、分納誓約書に基づき毎月の納付が増えたことにより未納額削減に効果があった。 ○徴収嘱託員の継続的な訪問徴収が未納額削減に効果があった。 ○現年度分、過年度分ともに児童手当からの徴収を推進したことで未納額削減の効果があった。					**■令和７年度達成内容** ○現年：調定額　268,753千円×(98.66%-98.61%)＝134千円 ○滞繰：調定額　30,393千円×(20.79%-14.99%)＝1,763千円 **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	

（２）行政運営の効率化

①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築

・行政組織の効率化と職員の育成

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７		
３２　時代に相応しい行政組織への見直し	組織機構については、これまで出張所の廃止や課の整理統合など、行政需要に合わせ順次見直しを行い、合併当初５部58課であった市長部局の組織は、平成27年４月には５部33課３室、令和２年４月現在には５部30課１室となっている。 これからも、登米市まちづくり基本条例で規定する「市民が主体のまちづくり」、「住み良い地域社会の実現」を目指すため、第二次登米市総合計画の基本理念である協働による登米市の持続的な発展を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみ易い組織体制づくりが必要であり、更なる組織体制の簡素・効率化を進め、市民の利便性の向上と、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを構築することが必要である。	市民の利便性の向上と効率的で実効性のある行政組織への見直し					市民にとって分かり易く、親しみ易い組織づくりを図るとともに、市民との協働による地域づくりを推進する組織体制を構築する。	総務部 人事課
		・類似業務の整理・統合や政策立案体制の充実を図るとともに、本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を検討する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を見直す。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。		
		■令和７年度取組内容 ○「第二次登米市総合計画」の重点戦略及び「登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を目指す組織体制とするため、複雑化・多様化する行政課題への対応や類似・重複する事務・事業の一元化を通して、市民サービスの向上及び組織の最適化を目指し、組織改編について関係部署と協議を行った。 ○令和７年度においては、市民サービスの向上及び組織の最適化を目指し、組織改編について関係部署と協議を行ったが、その必要性を踏まえ組織改編を実施しなかった。					**■令和７年度達成内容** ■行政組織の改編未実施 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	

<table>
<tr><td rowspan="2">３３　定員管理の適正化</td><td rowspan="2">これまで、第１次、第２次及び第３次登米市定員適正化計画を策定し、登米市行財政改革実施計画で示していた平成28年度以降５年間の職員削減目標60人（市全体23人）を念頭に定員管理を行い、職員数の削減に取り組んできたところであり、平成28年度当初の職員数では782人（市全体1,404人）に対し、令和２年度の下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部適用もあり、令和３年度当初の職員数は694人（市全体1,349人）、職員の削減数は88人（市全体55人）となった。
　今後も、第二次登米市総合計画の基本理念である「協働による登米市の持続的な発展」を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみ易い組織体制づくりが必要であり、同時に将来的な人口の減少や地方分権の進展による国・県の権限移譲による事務量の増加及びこれまでの職員採用の抑止に伴う年齢構成バランスの改善を図らなければ、人材育成や人事管理に大きな支障を来す恐れがあることから、今後の定員管理に当たっては、これらの事情にも配慮していかなければならない。
　なお、本市の厳しい財政状況を踏まえ、本庁及び総合支所が担っている事務事業の抜本的な見直しを行うなど、将来に向かって持続可能な組織体制の在り方を検討しており、以降の定員管理に当たって適切に反映していくものとする。</td><td colspan="5">市民ニーズに則したスリムで効率的な行政組織への見直し</td><td rowspan="2">定員適正化計画に基づく定員管理
・令和３年４月１日の職員数
（登米市全体1,352人、市長部局等　695人）
・令和３年度から令和７年度までの削減数
（登米市全体25人、市長部局等　△3人）</td><td rowspan="2">総務部
人事課</td></tr>
<tr><td>・業務の民間委託、指定管理者制度の活用
・計画的な職員採用
・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</td><td>・業務の民間委託、指定管理者制度の活用
・計画的な職員採用
・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</td><td>・業務の民間委託、指定管理者制度の活用
・計画的な職員採用
・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</td><td>・業務の民間委託、指定管理者制度の活用
・計画的な職員採用
・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</td><td>・業務の民間委託、指定管理者制度の活用
・計画的な職員採用
・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３４　人材育成型人事評価システムの推進</td><td rowspan="2">地方分権の一層の進展と高度化・多様化する市民の行政ニーズに対応し、市民に身近な行政サービスを提供するという自治体の役割はますます増してきている。また、少子高齢化が加速するなか、人口の減少に伴う財政資源の減少に対応するよう、さらなる行政組織の簡素化・効率化を推進する必要があり、個々の職員には、高い事務処理能力に加え、自ら課題を発見し、考え（調査分析し）、実践（行動）する能力が求められ、組織はそうした人材を育成する必要がある。
　このような中、登米市人材育成基本方針を平成18年３月に策定し、「常に現状を見つめなおす（自律行動型）の職員の育成」を基本理念としていることから、今後更に職員一人一人の個性や能力に応じた能力開発と人材育成に取組むとともに、より公正かつ公平な視点から従来の勤務評定に代わり、客観性、透明性の高い人事評価制度を構築する必要がある。
　このため、目標管理型人事評価制度を起点に、本市の将来を担う人材育成や組織の活性化に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績を職員がその担当する業務において、目標管理の手法を用い、「遂行課程で発揮した能力」や「その達成状況や取組内容」を適正に評価することにより、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る必要がある。</td><td colspan="5">人材育成型人事評価システムの推進</td><td rowspan="2">人材育成及び人材活用による長期的、継続的組織力の構築
人材育成型人事評価制度を用いながら、職員一人一人の能力開発と人材育成に努める。</td><td rowspan="2">総務部
人事課</td></tr>
<tr><td>・目標管理型人材育成人事評価システムの試行、検討</td><td>・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し</td><td>・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し</td><td>・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し</td><td>・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し</td></tr>
</table>

■令和７年度取組内容

〇第４次登米市定員適正化計画に基づき、組織運営の効率化を進めるとともに、職員をより優先度の高い施策の遂行や課題解決のための要員に振り向けるなど、行政需要の変化に対応した任用・配置を行った。
〇退職者数に対する職員の補充は最低限とし、採用者数の抑制に努めているところであるが、急激な職員削減による市民サービスへの影響や地方分権の進展による職員が担う事務量の増加などを考慮し、退職者数と将来的な年齢バランスを勘案しながら一定程度の職員採用を行った。
〇将来的な組織運営に支障が生じることのないよう、計画的な職員採用を行ったところであるが、想定外の自己都合退職者の影響により、計画数より８人増の削減数となっている。

■令和７年度達成内容

〇令和７年度実績：８人（計画692人）達成率101.2%
〇実績累計：16人

■令和７年度達成状況

Ａ：年度計画どおりの達成

■令和７年度取組内容

〇職員には、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められており、本市においても公正で客観的な評価が行えるよう、職員が職務遂行を通じて発揮した能力や意欲、実績などを的確に把握し、より高い能力開発や活用に繋げていくための仕組みとして「登米市人事評価制度実施要領（令和７年度試行版）」を策定し、年間を通じて業績評価と能力評価の２つの方法による新たな人事評価制度の試行を実施した。
〇職員一人一人が業務遂行に当たり明確な目標設定を行い、目標達成までのプロセスや個々の達成度合に対する要因等について職員間で検証・検討するなど、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、人材育成と組織力の向上が図られるシステムの構築を図るとともに、職員から理解が得られる公正かつ公平な制度設計に向け、職員からの意見や他自治体の取組事例等を参考に、現行制度の更なる見直しを進めた。
〇登米市人材育成基本方針で示す自律行動型職員の育成を目指した人材育成型人事評価システムを構築するため、令和６年度から新たな人事評価システムの試行を実施したところであるが、引き続き課題や改善点等を洗い出しながら、現行制度の見直しを進め、本格実施に向けた検討を重ねていく。

■令和７年度達成内容

〇新たな人事評価システムの本格実施に向け、令和７年度は試行を実施し、検証を進めた。

■令和７年度達成状況

Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成

３５　職員研修の充実	少子・高齢化や高度情報化等により、市民にとってより身近な行政機関である市役所の果たす役割は年々変化しており、市役所に対する市民からの期待や要望は多様化している。また、職員数の削減に伴い、一人の職員が担う役割や負担が増加傾向にあるとともに、社会経済情勢や多様な情報手段の進展により、職員はこれまで以上に高い倫理観を持ち、適正かつ的確に職務を遂行する事が求められている。 これらに対応するため、本市では、これまでも適切な人員確保や専門的人員の育成に努めてきたところであるが、厳しさを増す財政状況の中、組織の簡素化や業務効率の向上を図ることが急務となっている。 そのため、職員が前例やこれまでの慣習にとらわれず、成果重視の行政サービスを追求し、行政課題に的確に対応した政策立案能力や業務遂行能力を身に付けるとともに、その使命を全うするための倫理保持について、これまでを改め強く推進する必要がある。	自立行動型職員の育成に向けた研修の充実					計画的な研修実施による人材の育成 常に現状を見つめ直す「自律行動型」職員の育成を図るため、登米市人材育成基本方針に基づいた研修計画を毎年度策定し、計画に沿った内容の研修を実施する。	総務部 人事課
		・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施			
		■令和７年度取組内容 【他機関主催研修】（受講者・派遣者数） 宮城県市町村職員研修所階層別研修・専門研修等（177人）、派遣研修（９人）＜国：１人、宮城県：２人、自治大学校：２人、市町村アカデミー：４人＞ 【登米市主催研修】（受講者数） 新規採用職員研修（26人）、コーチング研修（36人）、業務改善研修（50人）、コンプライアンス研修（184人）、メンタルヘルスケア（ラインケア）研修（76人）、登米市職員研修会（広域行政圏市町村職員等研修）（92人） ○人事評価制度の評価者として、日常業務における指導や人事評価に係る面談を実施するにあたり、部下の能力や意欲を最大限に引き出し、目標に向けて自ら行動を起こすことを促すとともに主体的に業務を行える人材を育成するため、課長級職員を対象としたコーチング研修や業務の内容やフローを見直し、効率化を進めて生産性を高めることで、個々人が主体となって仕事の問題点に気づき改善を図るため、課長補佐等職員を対象とした業務改善研修の実施に加え、コンプライアンス違反の発生防止と早期に発見する組織の管理体制の強化を図るため、新規採用職員等を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど、行政を取り巻く社会情勢・環境に対応した研修を実施した。 ○これまでも複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる強い責任感と高い倫理意識を持った人材を計画的・総合的に育成していくため、職員研修実施計画に基づき階層別研修、専門研修等を実施しているところであるが、引き続き社会情勢・環境を的確に捉えた効率的で効果的な研修を実施していく必要がある。					**■令和７年度達成内容** ○職員研修実施計画に基づき、職場研修及び職場外研修を実施するとともに、国・県等への研修派遣を実施し、職員の資質向上と能力開発を図った。 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	

・人件費等の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	達成指標	所管部局
３６　職員人件費の削減	行政サービスの向上と経費削減の両立を図るため、指定管理者制度の活用や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進し、これまでも相当数の職員を削減したところであるが、更なる将来の財政規模の縮小に踏み込む必要があることから、人件費の削減についても不可避とし、最小限の人員で多様な行政課題に対応していかなければならない。 こうした財政規模に見合った行財政構造への転換が迫られていることから、選択と集中による業務の抜本的な見直しを行うとともに、簡素で効率的な組織体制の再構築を図り、職員人件費の削減に繋げる必要がある。 なお、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い導入された再任用制度においては、再任用の希望に応じる必要があることから、適正な定員管理及び職員配置に特に努める必要がある。	計画的な人件費の削減 第4次登米市定員適正化計画（R3～R7）					実施計画期間内におけるの削減目標額の達成 ■定員適正化計画に基づく計画的な人件費の削減 ・令和３年度～令和７年度までの削減額 810,000千円	総務部 人事課
		・人件費見込： 5,600,000千円 ※Ｒ元増減額： △90,000千円	人件費見込： 5,560,000千円 ※Ｒ元増減額： △130,000千円	・人件費見込： 5,540,000千円 ※Ｒ元増減額： △150,000千円	・人件費見込： 5,490,000千円 ※Ｒ元増減額： △200,000千円	・人件費見込： 5,450,000千円 ※Ｒ元増減額： △240,000千円		
		■令和７年度取組内容 ○第４次定員適正化計画に基づき適正な定員管理及び職員配置を行い、組織運営の効率化等を図るとともに、職員人件費の抑制に努めた。 ○職員人件費の削減により、財政健全化に一定の効果を得られた。 ○令和元年度と比較して154,000千円の削減となったが、人事院勧告に基づく給与改定などにより目標を下回る結果となった。					**■令和７年度達成内容** ○消防費を除く一般会計及び特別会計の人件費総額：R7　5,536,000千円－R1　5,690,000千円=154,000千円削減 **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	

②スマート行政の推進

・ＩＣＴの導入による業務効率化の推進

<table>
<tr><th rowspan="2">実行プログラム</th><th rowspan="2">取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th rowspan="2">達成指標</th><th rowspan="2">所管部局</th></tr>
<tr><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３７　ＲＰＡやＡＩなどの新しい技術の導入推進</td><td rowspan="3">　これまで行政システムの多くは、主に基幹的な業務に導入され、業務の作業量や優先順位、コストが見合わないなどの観点からシステム化が見送られてきた業務もある。ＲＰＡ（ソフトウェア型ロボットによる業務の自動化）はこうしたシステム化が見送られてきた手作業の業務プロセスを、比較的低コストかつ短期間で導入できるという特徴がある。
　また、ＡＩ（人工知能）は、機械が自ら感知・理解・行動し学習していくことを可能にする技術で、ＡＩ－ＯＣＲやＡＩチャットボットなど、実用化に向け実証実験が行われているツールがあり、今後も安定した行政サービスを維持していくうえでＡＩの活用が必要となっている。
　一定のルールで行われる検索や膨大なデータ入力といった作業を、いかに正確に効率的に行うかが業務時間削減の課題となっている。</td><td colspan="5">RPAの運用
AIの実証実験・効果検証 / AIの導入・効果検証
PDCAサイクルによる運用の見直し</td><td rowspan="2">ＲＰＡによる業務プロセスを自動化することで、業務時間の削減と、業務処理の正確性を向上させる。
ＡＩツールの実証実験数　年１回
効果的なＡＩツール導入　最終年までに１件</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
ＤＸ推進室</td></tr>
<tr><td>・ＲＰＡの運用と効果の測定</td><td>・ＲＰＡの運用と効果測定</td><td>・ＲＰＡの運用と効果測定
・ＡＩツールの実証実験　１回</td><td>・ＲＰＡの運用と効果測定
・ＡＩツールの実証実験　１回</td><td>・ＲＰＡの運用と効果測定
・ＡＩツールの実証実験　１回
・効果的なＡＩツールの導入　１件</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○ＲＰＡによる業務の効率化の推進については、令和元年度から令和３年度の３年間の取組として実施してきたところだが、費用対効果が見込めない等の理由から令和４、５年度は未実施。現在、宮城県で共同利用可能なＲＰＡツールの導入を検討しており、情報収集を継続する。
○ＡＩ会議録システムの活用について実証実験を行い、効果を実証できたことから、引き続きシステムを利用していくこととした。
○令和５年度より、新たに生成型ＡＩ（chatGPT）の実証実験を開始した。
○生成ＡＩシステム（exaBase生成AI）のセキュリティ等の機能検証の実施及び実証実験利用担当者の研修及びアンケートを実施した。生成型ＡＩシステム実証実験利用対象者（約100人）アンケートにおいて７割以上が業務効率向上と回答。作業時間削減効果を実証できたことから、令和８年度において全庁導入することを決定した。</td><td>■令和７年度達成内容
○ＡＩ会議録システムおよび生成型ＡＩシステムの実証実験の実現

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３８　ＩＣＴを活用した効率的な業務運営の推進</td><td rowspan="3">　本市は合併以来、３本庁９支所の体制を維持し、機能を分散する形で業務が行われてきた。機能の分散は、庁舎間移動に多くの時間が割かれるなど非効率な面があることから、ＩＣＴを活用して効率的に業務が行えるように取組む。
　庁舎のWi-Fi化を図り、パソコンをノートパソコンに転換することにより、庁舎内での端末移動を可能にし、会議や打合せ等での紙資料配布を省略する。
　会議室等に大型モニターやプロジェクターを設置し、資料をモニター等に表示することで紙ベース資料を廃止する。</td><td colspan="5">Wi-Fi化の拡充
ペーパーレス会議の拡充
テレワークの検討 / テレワークの実証実験 / 可能な部署でのテレワーク導入</td><td rowspan="2">大型モニターを活用したペーパーレス会議の開催
テレワークの検討・実証試験・効果測定</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
ＤＸ推進室</td></tr>
<tr><td>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの検討</td><td>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定</td><td>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定</td><td>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施</td><td>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○簡易な文書供覧等のペーパーレス化試行に取り組んだ。
○まちづくり推進部及び総務部内において、簡易な文書供覧等のペーパーレス化が推進された。
○登米庁舎及び消防防災センターのWi-Fiに取り組んだ。
○大型ディスプレイを各庁舎に配置した。</td><td>■令和７年度達成内容
○ペーパーレス化の推進
○登米庁舎及び消防防災センターのWi-Fi化
○大型ディスプレイの整備

■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td></tr>
</table>

・マイナンバーカードの利用促進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール R３	R４	R５	R６	R７	達成指標	所管部局
３９　コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進	市民の就業時間や生活スタイルは多様化している。市役所までのアクセスが不便、平日の日中に休みが取得できない、遠隔地に滞在しているなど住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明書の取得のため開庁時間内に来庁できない方への対応策として、現在、電話予約や郵便請求により諸証明を交付している。 しかし、開庁時間内に電話予約を入れたり郵便請求の手続も大変繁雑であり、来庁せず日曜祝日も即時に証明書等を取得できる交付方法を検討し、推進しているが、コンビニ交付に必要な個人番号カードの普及率が低調である。令和元年に「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定により、令和４年度までにほとんどの住民が個人番号カードを保有することとなり保持者が増加すれば連動してコンビニでの証明書交付も増加すると見込まれる。 円滑なカード取得のための環境を整える必要と、さらなる利用環境の整備が必要となる。	個人番号カード交付（H28．1月～）					個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付をH28．9．1から開始した。コンビニ交付を推進するため、個人番号カード保持者の増加を図る。円滑化計画によりＲ5年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとして本市では年間23，400枚の交付を指標とする。	市民生活部 市民生活課
		■個人番号カード交付 ・月1，950枚×12ヶ月 ＝23，400枚（累計 23，400枚）	■個人番号カード交付 ・月1，950枚×12ヶ月 ＝23，400枚（累計 46，800枚）	■個人番号カード交付 ・月1，950枚×12ヶ月 ＝23，400枚（累計 70，200枚） ※H27～Ｒ5　累計 78，200枚	■個人番号カード交付 ■電子証明書更新	■個人番号カード交付 ■電子証明書更新 ■コンビニ交付証明書発行数（前年比5%増）		
		■令和７年度取組内容 ○開庁時間に個人番号カードを受領出来ない方に対し、平日の時間外交付や休日交付を実施した。 ○個人番号カードの利便性周知のためホームページや広報誌での広報啓発をはじめ、総合支所にパンフレットやリーフレット及びポケットティッシュの設置、また、令和８年二十歳の集いにおいて新成人に対しリーフレットを配布した。 ○交付申請を支援するため、申請サポート（写真撮影無料）を毎月開催(月４回)するとともに、県の申請サポート事業を活用するなど、積極的に申請機会の確保に努めた。 ○マイナンバーカードの保有によるコンビニエンスストア等における証明書発行サービスの浸透に伴い、コンビニ交付における証明書発行数が前年度より増加した。					**■令和７年度達成内容** ○コンビニ交付証明書発行数：13，719件（前年比：6．35%増） **■令和７年度達成状況** Ｓ：年度計画を超えた達成	

③経費の節約、業務の効率化の推進

・経費の節約等

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール R３	R４	R５	R６	R７	達成指標	所管部局
４０　公用車の購入経費・維持管理経費の削減	「登米市地球温暖化対策率先実行計画」で定める温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的取組や、導入に係る財源の有効活用及び維持経費の低減のため、一般の事務事業の用途に応じ、電気自動車等（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））を優先に導入する。 一般の事務事業に使用する車輌については、導入経費並びに維持経費が低く抑えられる軽自動車貨物タイプの車輌を導入し、購入費及び維持管理経費の削減を図っていく。	公用車の購入経費･維持管理経費の削減					小型自動車から軽自動車及び軽EVへの切換え ■普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え ■軽自動車：ガソリン車からEVへの切換え ■普通自動車：HVからPHEVへの切換え 補助金や起債等の活用も含め、購入額（ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄ）に占める一般財源の縮減及び維持管理費の削減を図る。 ※購入額には、充電設備の設置費を含む。 ※維持管理費には、充電に要する電気料を含む。 ※起債については、交付税算入を除く一般財源で算出 【概要】 ■小型自動車：軽自動車及び軽EVへの切換え ○→軽自動車（５台） ・効果額（購入額）:5，405千円（1，081千円/台） ・効果額（維持費）：　798千円（42千円/台・年） ○→軽EV（５台） ・効果額（購入額）:4，000千円（800千円/台） ・効果額（維持費）：　348千円（58千円/台・年） ■普通ハイブリッド車：小型ハイブリッド車への切換え（４台） ・効果額（購入額）:3，200千円（800千円/台） ■普通自動車：HVからPHEVへの切換え（４台） ・効果額（購入額）:8，000千円（2，000千円/台） ■軽自動車：ガソリン車からEVへの切換え（15台） ・効果額（維持費）：　943千円（41千円/台・年） 【各年度目標効果額（５年総額：22，694千円）】 ○R3：　2，246千円（購入 2，162千円、維持　84千円） ○R4：　3，284千円（購入 3，200千円、維持　84千円） ○R5：　3，453千円（購入 3，243千円、維持　210千円） ○R6：　9，396千円（購入 8，800千円、維持　596千円） ○R7：　4，315千円（購入 3，200千円、維持1，115千円）	総務部 総務課
		■R3目標効果額計 2，246千円 （購入額） ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄの削減（一般財源ベース） ・小型自動車から軽自動車への切換え ２台 2，162千円 （維持管理費） ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 ２台 84千円	■R4目標効果額計 3，284千円 （購入額） ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄに占める一般財源の削減 ・普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え ４台 3，200千円 （維持管理費） ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 ２台　84千円	■R5目標効果額計 3，453千円 （購入額） ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄに占める一般財源の削減 ・小型自動車から軽自動車への切換え ３台 3，243千円 （維持管理費） ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 ５台　210千円	■R6目標効果額計 9，396千円 （購入額） ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄに占める一般財源の削減 ・普通車→PHEV ４台 8，000千円 ・小型自動車→軽EV １台 800千円 （維持管理費） ○切り替えによる維持管理費の削減 ・小型車→軽自動車 ５台 210千円 ・小型車→軽EV １台 58千円 ・軽自動車→EV ８台 328千円	■R7目標効果額計 4，315千円 （購入額） ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄに占める一般財源の削減 ・小型自動車→軽EV ４台 3，200千円 （維持管理費） ○切り替えによる維持管理費の削減 ・小型車→軽自動車 ５台 210千円 ・小型車→軽EV ５台 290千円 ・軽自動車→EV 15台 615千円		
		■令和７年度取組内容 ○９台（購入８台、寄付１台）の公用車を更新し、うち３台を小型自動車から軽ＥＶへ、５台を軽自動車から軽ＥＶへ、１台を小型自動車から軽自動車へ切換えた。 ⇒小型自動車から軽ＥＶへの切換えによる効果額　：購入額800千円×３台＝2，400千円 ⇒小型自動車から軽ＥＶへの切換えによる効果額　：維持費58千円×３台＝174千円 ⇒軽自動車から軽ＥＶへの切換えによる効果額　：維持費41千円×５台＝205千円 ⇒令和６年度までの維持費713千円 ○平成28年度に策定した公用自動車更新計画に基づき、公用車の適正配置を推進した。 ○公用自動車の適正配置に努めたことにより、事務事業の円滑な執行に繋がった。 ○普通自動車からＰＨＥＶへの切換え及び軽ＥＶ車や軽自動車に切換えを進めた。 ○公用自動車更新計画に基づき、小型自動車から軽自動車への切換え及びＥＶ車への切換えを行った。 今後も、ＥＶ等を中心とした車両更新により、維持管理費の削減を図っていく。					**■令和７年度達成内容** ○ＰＨＥＶへの切換：０台 ○軽ＥＶへの切換：８台 ■公用車購入額：2，400千円 ■維持管理費：1，092千円 計：3，492千円 **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	

<table>
<tr>
<td>４１　電気料金の削減</td>
<td>従来、自然独占とされてきた電気事業において、市場参入規制を緩和し市場競争を導入する電力自由化に移行されたことを背景に、市内公共施設における継続的な電気料金の削減、環境に配慮した電力調達及び災害時における電力調達の複層化を図るため、東北電力から新電力業者への切り替えを進めてきた。
現在、電気事業においては、東北電力を含めた電力業者間の競争が益々激化し、様々な料金プランが提供されていることから、こうした業界の動向を注視し、削減効果の高い電力事業者と契約することは、厳しい財政状況にある本市として必要な取組である。
電気料金の削減効果を最大限に発揮できる電力事業者と契約するため、令和元年度において新電力事業者と契約している高圧供給81施設について、３年間を履行期間とした入札を実施する。</td>
<td>有利な料金プランの選定
追加導入施設の検討
・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円）
・追加導入施設の検討
・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円）
・追加導入施設の検討
・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円）
・追加導入施設の検討
・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円）
・追加導入施設の検討
・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円）
・追加導入施設の検討
■令和７年度取組内容
○㈱エネット(高圧)と契約をしていた77施設においては、令和４年度で契約期間が満了となり、契約更新を検討したが、現契約の内容での更新は出来ないとの回答であり新規契約の見込も立たない状況であったため、安定的な電力供給の観点から、令和５年度から㈱東北電力と契約している。
○電力価格の高騰により基本料金の金額が上昇し、削減が見込めない状況である。</td>
<td>■電気料金削減効果額
（特別料金プラン適用）
・施設数：高圧供給81施設
・削減効果額：148,185千円
（29,637千円×５年）
■令和７年度達成内容
○87施設の電気料金の削減：△68,473千円(増額)
■令和７年度達成状況
Ｃ：実施できず（後年度へ延期を含む）</td>
<td>総務部
総務課</td>
</tr>
<tr>
<td>４２　公共施設等のＬＥＤ化の推進</td>
<td>本市の保有する建物公共施設は、令和２年度ベースで655施設であり、施設のポテンシャルを最大限に生かしつつ、固定経費の削減が公共施設マネジメント上で重要な施策となっている。
特に、東日本大震災以降、電力需要の抑制は社会的な要請となっており、光熱水費削減に有効なＬＥＤ照明は、電力消費量が小さく長寿命で更新頻度も低いことから、環境負荷が小さい。
また、近年、ＬＥＤ照明の性能は著しく向上し、イニシャルコストも下落していることから、ＬＥＤ等照明の普及を図ることにより電力消費量の軽減及び温室効果ガスの排出量削減に努め、もって地球温暖化対策を推進する。</td>
<td>LED化の推進
・スポーツ施設 10施設
・その他教育施設 5施設
・庁舎 9施設
・保健施設 4施設
・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・観光施設 13施設
・産業施設 14施設
■令和７年度取組内容
○市内公共施設における水銀灯などの照明器具をＬＥＤ化することにより、電力消費量を抑制し、温室効果ガスを削減することで、地球温暖化への防止が図られた。
・令和２年度に57施設の照明設備をLED化（令和３年度からリース開始）
・令和３年度に58施設の照明設備をLED化（令和４年度からリース開始）
・令和４年度に95施設の照明設備をLED化（令和５年度からリース開始）
※いずれも民間事業者との10年間のリース契約にて施工
○効果
・令和３年度リース料（57施設分）20,897千円－LED化による電気料削減見込額27,073千円＝△6,176千円（財政負担軽減額）
・令和４年度リース料（58施設分）7,582千円－LED化による電気料削減見込額9,666千円＝△2,084千円（財政負担軽減額）
・令和５年度リース料（95施設分）5,535千円－LED化による電気料削減見込額7,985千円＝△2,450千円（財政負担軽減額）</td>
<td>電気料金の削減
■Ｒ３～Ｒ７　55施設
■令和７年度達成内容
効果額：10,710千円の財政負担軽減
■令和７年度達成状況
Ａ：年度計画どおりの達成</td>
<td>総務部
総務課</td>
</tr>
<tr>
<td>４３　パソコン等の超低コスト調達</td>
<td>業務システムは行政運営の重要な基盤であり、各組織内の関連のある部署を連携させるなど情報システムのより良い在り方を全庁的に検討することが求められている。
しかしながら、ハイスペックPCの導入により端末の高額化が進み、端末購入自体に多額の経費が掛かっている現状にあり、適正な仕様で購入し配置していく必要がある。
今後、端末更新計画等を適切に運用することにより計画的な購入を進めるとともに、端末購入仕様の最適化を図り、端末購入価格の低減を図っていく必要がある。</td>
<td>継続的な安定運用
計画的な端末更新
・継続的な安定運用
・基準額 23,490千円
・端末購入費 17,123千円
・PC150台
・効果額 6,367千円
・基準額 23,490千円
・端末購入費 17,123千円
・PC150台
・効果額 6,367千円
・基準額 23,490千円
・端末購入費 17,123千円
・PC150台
・効果額 6,367千円
・基準額 23,490千円
・端末購入費 17,123千円
・PC150台
・効果額 6,367千円
■令和７年度取組内容
○１台あたり基準額における単価（156,600円）より低価格（116,488円）に調達し、かつ購入数量が基準の1.78倍となる267台となったことから、年度目標を超える効果額となった。</td>
<td>毎年度更新台数150台
効果額　25,468千円
■令和７年度達成内容
○１台あたり基準額における単価（156,600円）より低価格（116,488円）に調達
○効果額：10,709千円（効果額40,112円/台×購入台数267台）
■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td>
<td>まちづくり推進部
まちづくり推進課</td>
</tr>
</table>

４４　各種委員会等の委員数等の見直し	令和元年８月時点に実施された各種委員会等に係る報奨金等調査では、全庁54の委員会における委員数、報奨金等の状況を把握した。各委員会等の委員数については、その設置目的に沿った委員数を設置するものであり、また、報奨金等の金額算定の根拠についても、会議の性質や会議開催時間等を考慮し、それぞれに設定されているところである。 課題としては、合併前の町域数等を考慮し委員数を設定していると思われる委員会等については、登米市として一体感を持った取組をする上でも見直しを行い、適正な人数の設定を行う必要がある。	委員会等の委員数･報奨金等の見直し					委員数及び構成員の見直しによる事業経費の削減	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		・委員会等の実態の詳細について調査把握	・委員会等の実態調査結果分析し見直し方針決定	・委員会等の委員数見直しによる報償費縮減	・委員会等の委員数見直しによる報償費縮減	・委員会等の委員数見直しによる報償費縮減		
		■令和７年度取組内容 ○令和３年度に調査を行った各種委員会等に係る報奨金等については、全庁54の委員会について取りまとめたもので、委員数が最小で３名、最大で19名となっている状況にあり、平均すると９名となっている。 ○報償金については、日額で委員長等が最小4,500円～最大で16,000円となっており、委員においては、日額で最小1,800円～最大9,000円となっていた。 ○各種委員会においては、設置目的に沿った委員数を設置しているものであり、設置目的に沿って適切な委員数・委員構成が求められることから、見直しまで至っていない。					**■令和７年度達成内容** ―	
							■令和７年度達成状況 Ｃ：実施できず（後年度へ延期を含む）	

（３）協働、連携による取組の推進

①市民活動の支援によるまちづくりの推進

・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７		
４５　コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進	人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに地域の維持・活性化を図るため、集落支援員やコミュニティ組織の職員及び役員等の育成支援は重要な取組である。 現在、地域づくりを主体的に担うための人的支援として市内21コミュニティ組織に集落支援員を設置しており、地域づくり計画の策定（見直し）及び計画に基づく事業の実施等を担う人材として、コミュニティ組織の中で位置付けられている。 これまで、集落支援員のスキルアップを目的とした定期ミーティングや研修会の実施、地域づくり事業の事例発表会等を行ってきたが、本来の目的である地域の維持・活性化を図るための地域課題の洗い出し、解決に導くための各種事業の実施には結びついていないのが現状で、マンネリ化している従来のイベント・集客型の事業から脱却が課題となっている。 また、行政とコミュニティ組織等を繋ぐ中間支援組織であるとめ市民活動プラザは、地域づくりのアドバイザーとしての役割を担いながら、地域づくりに対する取組を支援している。	集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした事業の実施及びとめ市民活動プラザと連携しての活動支援					課題解決型事業実施の拡充 ・集落支援員、コミュニティ職員及び役員等を対象とした定期ミーティングの実施 ・地域づくり事業における課題解決型の取組を促進するための事業の実施	まちづくり推進部 市民協働課
		・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施		
		■令和７年度取組内容 ○市内21コミュニティ組織の事務職員及び集落支援員を対象とした地域づくりミーティングを開催したほか、地域づくり事業の事例紹介や情報発信スキルアップ講座等により、地域づくり計画に基づく取組みの推進に向けた意識啓発と、職員相互の情報共有を図った。 ○市内21コミュニティ組織を対象に、「登米市がんばる地域づくり応援交付金」及び「登米市集落支援員設置業務委託」に関する事務執行の確認及び疑問点の解消、次年度へ向けたより良い事業運営を図るための情報交換を目的として、職員２名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。研修会等については、とめ市民活動プラザの指定管理者との共催で実施した。					**■令和７年度達成内容** ○定期ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ…６回 ○巡回相談…市:147回、ﾌﾟﾗｻﾞ:198回 ○研修会等…９回	
							■令和７年度達成状況 Ａ：年度計画どおりの達成	

・市政への市民参加の推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール R３	R４	R５	R６	R７	達成指標	所管部局
４６　市政情報の発信強化	市政に対する市民の理解を深め、開かれた行政運営を推進するためには、市民と行政が積極的に情報の共有化を図っていく必要がある。効果的な方法で分かりやすい情報提供が求められるため、各種情報発信ツールの特性を理解し、即時性を活かした安定的で継続的な発信ができるよう体制を構築し、適時・的確に情報を発信していかなければならない。また、携帯電話等へのメール配信は、迅速かつ確実に情報伝達できるツールであるため、災害時等の有効な情報取得手段であることについて、さらなる周知・啓発に取り組む必要がある。	情報発信ツールを生かした情報提供の充実 メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進 ・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	情報発信ツールを生かした情報提供の充実 メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進 ・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	情報発信ツールを生かした情報提供の充実 メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進 ・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	情報発信ツールを生かした情報提供の充実 メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進 ・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	情報発信ツールを生かした情報提供の充実 メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進 ・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	・ホームページ目標アクセス数：420万件（令和７年度） ・メール配信サービス登録者数：３万件（令和７年度） **■令和７年度達成内容** ○ホームページ年間アクセス数：428万件 ○メール配信サービス登録者数：12,065件（市公式LINE登録者数：10,894件） **■令和７年度達成状況** Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成	総務部 市長公室
		■令和７年度取組内容 ○ホームページは、随時最新情報を掲載するとともに、古いページを削除し、閲覧者が必要とする情報に無理なくたどり着けるようサイト内の構成に配慮した。また、市公式LINEからもホームページを閲覧できるようにし、情報を受け取りやすくした。 ○メール配信サービスは、防災、防犯情報を中心に随時配信するとともに、登録者の増加に向けて広報紙、FM、チラシ配布など各種媒体による周知を行った。また、メール配信サービスは迷惑メールの設定解除等が必要になることもあり、高齢者から設定についての問い合わせがあることから、より簡単に情報を受け取れるようにするため、市公式LINEでメール配信サービスの配信内容を受け取れるようにし、市民の安心・安全の確保につなげた。 ホームページは、積極的な情報発信と市公式LINEと連携させたことなどにより、目標値を超える閲覧があった。 ・メール配信サービスの登録者数は目標値を大きく下回っているが、市公式LINEでもメール配信サービスの内容を受け取れることから、市公式LINEの登録者が大幅に増加しており、身近なアプリケーションであるLINEへの移行が進んだものと考えられる。						
４７　広聴活動の充実	多くの市民の声を行政運営に反映させるため、パブリックコメント制度や市政モニター制度を活用しているが、パブリックコメント制度においては、公表した施策に対する提出意見が少ない状況であり、認知度が不足していると考えられる。また、市政モニター制度においては、会議時や連絡票により、モニター自身が日頃感じていること、気付いたことなどを中心に自発的に意見をいただいており、今後も多種多様化する住民ニーズを把握しながら、施策立案への活用や市民目線での事務事業の執行につなげていくため、全庁で情報を共有していく必要がある。	意見聴取による行政運営の改善 ・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	意見聴取による行政運営の改善 ・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	意見聴取による行政運営の改善 ・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	意見聴取による行政運営の改善 ・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	意見聴取による行政運営の改善 ・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市政モニターの複合的な活用 **■令和７年度達成内容** ○意見公募手続の実施 ○市政モニターからの意見・要望の受付・回答のほか、市民からの意見等を関係部署に周知するとともに全庁で情報を共有した。 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	総務部 市長公室
		■令和７年度取組内容 ○意見公募手続：各種計画等17件を公表し、提出された意見に対する本市の考え方を公表した。 ○市政モニター：意見等を随時受付できるようにするため、会議は開催せず、市政モニターから提出された連絡票等での意見・要望等について随時受付し回答した。市政モニターからの意見・要望等について随時受付し回答した。 ○広聴事業：市民から寄せられた意見・要望等を全庁で情報を共有した。						
４８　まちづくり市民意向調査（満足度）の実施	登米市総合計画による市民意向調査を実施して、現状の市民の満足度や意見・考え等を把握する。 意向調査により把握した市民ニーズを踏まえ、総合計画に反映させ、施策を実施する。 市民を取り巻く社会経済情勢によるニーズの変化と実施した各種施策に対する評価調査として、原則３年ごとの調査実施とするが、次回の第７回調査については、第二次登米市総合計画の検証と次期登米市総合計画の基礎調査として実施するため、令和５年度の実施とする。			実施・分析 ・調査の実施と調査結果による現状把握及び対応策の検証	実施・分析 ・調査結果の取りまとめ、分析 ・調査結果の公表		・調査票回収率40.0％を目標とする。 ・第一次総合計画のまちづくりの基本方向の評価項目は49 ・第二次総合計画のまちづくりの基本政策の評価項目は58 **■令和７年度達成内容** ― **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		■令和７年度取組内容 ※取組なし						

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール R３	R４	R５	R６	R７	達成指標	所管部局
４９　保育所・幼稚園の民営化の検討	平成27年３月に策定した登米市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の一体的な提供を推進してきており、令和２年４月からを計画期間とする第二期登米市子ども・子育て支援事業計画においても登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、引き続き教育・保育の一体的な提供を推進することとしている。 民間による認定こども園化の推進により、平成27年度８施設あった公立保育所（園）は、令和２年度までに５施設、14施設あった公立幼稚園は、９施設となり、公立幼稚園、保育所の再編が進んだが、保育所での待機児童の発生や幼稚園の定員割れなどに対応するため、引き続き施設再編・整備や民営化等を推進する必要がある。	**施設再編・整備に伴う認定こども園化と民間への経営移譲の推進**					施設再編、認定こども園設置に伴う民営化の推進	福祉事務所 子育て支援課 教育部 学校教育課
		・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施		
		■令和７年度取組内容 ○南方認定こども園の施設整備事業（令和６・７年度の２か年事業）において、旧園舎の解体にかかる補助金交付などの支援を実施した。 ○米山幼稚園とよねやま保育所を再編・統合し、「米山こども園」の開園に向けた認可手続き等を実施した。 ○令和９年４月からの「米山こども園」の公設民営化に伴い、新たな運営事業者を『社会福祉法人あすなろ』に決定し、基本協定を締結した。 ○令和８年度に予定している米山こども園園舎等の大規模改修に向け、実施設計業務を完了した。					**■令和７年度達成内容** ○民設の認定こども園整備に対して支援を行った。 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	
５０　放課後児童クラブの民営化の検討	平成29年３月に策定した登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針に基づき、「各小学校への放課後児童クラブの整備」、「放課後児童支援員等の確保と質の向上」、「放課後子ども教室との一体的な事業運営」についての３つの視点に着目しながら、民営化に向けた検討を行ってきたが、適当な施設がないため児童をバスで送迎して実施しているなどの課題のほか、施設によっては老朽化に伴い修繕や建て替えが必要であるなど、実施施設面での課題もある。	**放課後児童クラブの民営化に向けた検討**					児童館の指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化の推進	福祉事務所 子育て支援課
		・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討		
		■令和７年度取組内容 ○放課後子ども教室と放課後児童クラブの事業調整を行った。 ○東和総合支所内への東和児童活動センター開所により、放課後児童の安全・安心な居場所を確保し、子供たちの社会性や思いやりの心を育む豊かな育成環境の充実を図った。 ○教育と福祉の連携により、生活の場と活動の場を一体的に提供する仕組みを構築し、児童の安全確保と多様な体験機会の提供を両立させる支援体制を整備した。 ○東和総合支所の空きスペースを有効活用し、児童活動センターを移転・集約したことで、利便性の高い一体的な行政サービスを実現し、保護者が安心して子供を預けられる拠点を構築した。					**■令和７年度達成内容** ○放課後子ども教室との調整を行い、全ての小学校で放課後児童クラブを実施するができた。 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	
５１　衛生センターの包括的民間委託の推進	衛生センターは効率的な施設運営のため、平成25年度から運転管理業務を民間委託しているが、更に令和２年度からは、し尿収集の受付業務や窓口対応、手数料賦課などの業務についても委託範囲を拡大し、民間委託を行っている。	**委託業務の実施（R3～R6）**				**委託業務の実施**	委託範囲の拡大によるコスト削減と、職員の配置転換による人材の有効活用 令和元年比、△5,311千円/年（電算システム構築を除く） ・効果額5,311千円×４年＝21,244千円	環境事業所 衛生センター
				次期委託内容の検討・契約・引継ぎ				
		・委託業務の実施 （効果額5,311千円）	・委託業務の実施 （効果額5,311千円）	・委託業務の実施 （効果額5,311千円）	・委託業務の実施 （効果額5,311千円）	・新たな委託の実施		
		■令和７年度取組内容 ○委託経費の更なる削減を図るため、委託可能な業務内容について検討を行った。 ○し尿収集受付、手数料徴収、窓口対応などの業務を委託したことによって、委託経費の縮減が図られたが、人件費等の高騰の影響により効果額が減少した。					**■令和７年度達成内容** ○新たな委託業務の実施 （参考）効果額：3,223千円 **■令和７年度達成状況** Ａ：年度計画どおりの達成	

<table>
<tr>
<td rowspan="2">５２　指定管理者制度の推進等</td>
<td rowspan="2">これまでは、公共施設管理運営に関する検討書により指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上を図ってきた。
本市の財政が極めて厳しい状況に置かれている中、公共施設の維持管理費をいかにして捻出していくかが、喫緊の課題となっており、施設の老朽化に伴う大規模修繕等への対応が困難になることが見込まれている。
今後は、登米市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら指定管理者制度を推進するとともに、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付を推進する必要がある。</td>
<td colspan="5">指定管理者制度の推進及び順次導入
登米市公共施設等総合管理計画に基づいた指定管理施設の統廃合及び譲渡等の実施</td>
<td rowspan="2">・３施設への制度導入
・充当することによる積立額：39,545千円
・納付金による積立額：6,725千円
・施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減</td>
<td rowspan="2">まちづくり推進部
まちづくり推進課</td>
</tr>
<tr>
<td>・新規導入予定施設数１施設（登米市津山運動広場）
・充当することによる積立額：7,909千円
(①米山産地形成促進施設：638千円、②豊里地域産物活用施設：622千円、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円)、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み））
・納付金による積立額：1,345千円
（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））
・統廃合及び譲渡等の実施</td>
<td>・充当することによる積立額：7,909千円
(①米山産地形成促進施設：638千円、②豊里地域産物活用施設：622千円、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円、④南方産地形成促進施設：550千円(見込み)、⑤石越高森公園：411千円(見込み))
・納付金による積立額：1,345千円
（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））
・統廃合及び譲渡等の実施</td>
<td>・新規導入予定施設数１施設（高森パークゴルフ場）
・充当することによる積立額：7,909千円
(①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円(見込み)、⑤石越高森公園：411千円(見込み))
・納付金による積立額：1,345千円
(道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円(見込み))
・統廃合及び譲渡等の実施</td>
<td>・充当することによる積立額：7,909千円
(①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円(見込み)、⑤石越高森公園：411千円(見込み))
・納付金による積立額：1,345千円
(道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円(見込み))
・統廃合及び譲渡等の実施</td>
<td>・充当することによる積立額：7,909千円
(①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円(見込み)、⑤石越高森公園：411千円(見込み))
・納付金による積立額：1,345千円
(道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円(見込み))
・統廃合及び譲渡等の実施</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
○修繕基金積立は1,713千円となり、前年度5,877千円との比較では4,164千円の減となった。
・充当金積立金　累計実績23,541千円／目標39,545千円＝達成率59.5％
・納付金積立金　累計実績 5,317千円／目標 6,725千円＝達成率79.1％
○充当・納付金制度等による修繕基金積立金の造成により、制度対象施設の維持管理の安定化が図られているものの、各施設における収益事業の利益が減少しているため、積立目標額に達成に至らなかった。</td>
<td>■令和７年度達成内容
充当積立金は、中田農産物直売所及び中田農産物加工所を譲渡したことにより減少、納付金積立金は、事業収益がマイナスとなったため、納付はなかった。
効果額：1,713千円

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td>
</tr>
</table>

・多様な主体との連携強化

<table>
<tr><th rowspan="2">実行プログラム</th><th rowspan="2">取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th rowspan="2">達成指標</th><th rowspan="2">所管部局</th></tr>
<tr><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">５３　地域プラットフォームの活用</td>
<td rowspan="2">人口減少及び少子高齢化等の人口動態の変化が進む中で、厳しい財政環境を踏まえ、公共施設・サービス等の効率化且つ効果的な整備・維持・更新が求められている。
このような背景を踏まえ、今後の社会資本整備に不可欠な民間の創意工夫等を活かした公民連携による登米市らしい持続可能なまちづくりを実現するため、公民連携地域プラットフォームを形成し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施する。</td>
<td colspan="5">個別計画の実施
計画検証・見直し</td>
<td rowspan="2">PPP/PFI手法を用いた施設整備
■Ｒ３～Ｒ７　５施設

■令和７年度達成内容
○既存事業の取組を進めている。

■令和７年度達成状況
Ｃ：実施できず（後年度へ延期を含む）</td>
<td rowspan="2">総務部
総務課</td>
</tr>
<tr>
<td>事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査
・案件２施設</td>
<td>事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査
・案件３施設</td>
<td>設計要件・発注要件の整理</td>
<td>発注手続き、設計施工</td>
<td>運営・維持管理</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td colspan="5">■令和７年度取組内容
○ＰＰＰの手法を検討したが、令和４年度から過疎対策債を活用することに変更を行い、事業の進捗を図った。
○既存事業の取組を進めているが、新規案件については予定はない。</td>
</tr>
</table>

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのＩＣＴ利用環境の共有化

<table>
<tr><th rowspan="2">実行プログラム</th><th rowspan="2">取組概要</th><th colspan="5">年度別スケジュール</th><th rowspan="2">達成指標</th><th rowspan="2">所管部局</th></tr>
<tr><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr><td rowspan="3">５４　電子申請サービスの推進</td><td rowspan="3">電子申請システムの導入については、費用負担等を考慮し、宮城県及び県内24市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において共同調達し、平成22年10月からシステム運用を開始、サービス提供を行っている。19の行政手続きに加え、新たに職員に対する内部アンケート（情報セキュリティチェック）の手続を拡充し、20手続での運用を行っているが、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や拡充及び見直しを行う。
　また、他自治体の事例などを参照し、電子申請システムの操作・様式作成等の研修や情報提供を積極的に実施して周知を図る。</td><td colspan="5">継続的な安定運用
申請メニューの拡充
申請件数の拡大</td><td rowspan="2">電子申請対象手続き数
申請メニューの拡充　10項目
申請件数の拡大　令和元年実績700件の毎年度５％増</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
ＤＸ推進室</td></tr>
<tr><td>申請メニューの拡充
２項目
申請件数の拡大
735件
（700件の5%増）</td><td>申請メニューの拡充
２項目
申請件数の拡大
735件
（700件の5%増）</td><td>申請メニューの拡充
２項目
申請件数の拡大
805件
（700件の5%増）</td><td>申請メニューの拡充
２項目
申請件数の拡大
840件
（700件の5%増）</td><td>申請メニューの拡充
２項目
申請件数の拡大
875件
（700件の5%増）</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○前年度末（R7.2）のみやぎ電子申請サービスの新システム移行により手続きフォーム作成が容易になったことで令和7年度中において申請メニューが増加。これに伴い申請件数も増加した。
○申請メニューの拡充25件（84手続き）
○申請件数は1,616件（対目標値約185%。内みやぎ電子申請サービスが1,259件、ぴったりサービスが357件）。
○電子申請サービスの適切な維持管理を行った。</td><td>■令和７年度達成内容
○申請件数：1,616件

■令和７年度達成状況
Ｂ：取り組んだが、年度計画未達成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">５５　自治体クラウド導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施</td><td rowspan="3">自治体クラウドの導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施については、宮城県及び県内34市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において、検討事項として継続した協議が進められている。
　本市では、平成28年４月に住民情報系を含む基幹系システムを更新した際に、クラウドシステムにより運用を開始している。県内には本市と同じベンダーのシステムを調達している市町村が本市を含め10市町村あり、今後、それらの市町村と共同化する業務システム、要件定義、帳票などの差異を確認し、最終的に共同利用する市町村間で協定書を締結し運用を図ることとなる。
　また、ＩＣＴ機器等の共同調達は自治体によって機器構成や設定が異なるなど仕様の統一が難しいことから、自治体クラウドを推進するための協議会などで協議が進められ、共同利用されることになったシステムの端末などから検討するなど、契約方法や支出方法を含めた検討を協議会を中心に進める必要がある。</td><td colspan="5">他自治体との協議
自治体クラウドの実施</td><td rowspan="2">自治体クラウドの導入
電子自治体協議会における協議
協議を重ね合意形成を図り協定締結</td><td rowspan="3">まちづくり推進部
ＤＸ推進室</td></tr>
<tr><td>・導入に向けた検討</td><td>・自治体クラウドによる行政システムの導入</td><td>・共同調達による機器調達</td><td>・共同調達による機器調達</td><td>・共同調達による機器調達</td></tr>
<tr><td colspan="5">■令和７年度取組内容
○自治体クラウドの導入については、宮城県電子自治体推進協議会において検討・協議が進められてきたものの、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、基幹系システム（20業務）について令和７年度末までに標準準拠システムへの移行が義務付けられたことを踏まえ、協議会の活動の方向性としては標準準拠システムへの移行の推進に転換している。
○前記を踏まえ、基幹系システムの標準準拠システムへの移行を令和７年11月25日に完了した。</td><td>■令和７年度達成内容
○標準準拠システムへの移行を完了した。

■令和７年度達成状況
Ｓ：年度計画を超えた達成</td></tr>
</table>

・近隣自治体との事務事業等の連携

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R３	R４	R５	R６	R７		
５６　市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）	平成18年の「消防組織法の一部を改正する法律」の公布・施行と同年「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示され、その中で市町村の消防の広域化の必要性が規定された。 これらを踏まえ、石巻消防、登米消防及び気仙沼・本吉消防の３消防本部では、広域的な消防応援体制強化のため、指令の共同運用及び応援計画の見直し等により、保有する人材や設備を有効に活用して、管轄区域を超えた相互応援体制を確立し、連携・協力による、災害対応力の強化を図るとともに、指令の共同化による効率的な人員配置により、現場要員の強化を併せて図っていく。	宮城県消防指令業務共同運用協議、検討		宮城県東部消防通信指令事務協議会等での協議、検討			○指令業務共同化により、現場要員の増員を図る。 ・指令業務担当職員 現行職員数９人 → 共同化後職員数７人（△２名（２名については、現場要員の増員に充てる））	消防本部 指令課
		宮城県消防指令業務共同運用検討委員会での協議	宮城県東部消防連携・協力推進委員会等での協議、検討	宮城県東部消防通信指令事務協議会発足(R5.4.1) 推進室での協議。実施設計に基づく機器等の検討	共同消防指令センター整備（指令システム及びデジタル無線機器調達及び共同指令センター改修）	共同消防指令センター整備（指令システム及びデジタル無線機器調達及び共同指令センター改修）		
		■令和７年度取組内容 ○令和８年４月１日の共同消防指令センター運用開始に向け、令和８年１月30日から仮運用を開始した。 ○仮運用から派遣職員が６人となったことにより、現場対応職員が２人増員となった。また、本整備事業完了により最新の指令システムが導入され、無線基地局の集約（２局から１局）と、IP無線機の導入により無線通信の不感地帯解消が図られた。 ○令和８年３月18日、宮城県東部消防指令センター指令システム・デジタル無線整備業務完成検査を行った。					■令和７年度達成内容 ○共同消防指令センター仮運用開始(令和８年１月）と、指令システム・デジタル無線整備業務完成検査（令和８年３月）の実施。 ○指令業務の共同化により、広域的な消防応援体制が強化された。	
							■令和７年度達成状況 Ａ：年度計画どおりの達成	
５７　航空写真共同撮影による委託経費の削減	３年に一回の固定資産税評価替えに伴い課税の適正な実施のため、土地の利用状況等の変化や家屋の新・増築、取り壊し等を捕捉するため航空写真の撮影を行っているが、３年に一回とは言え多額の費用が発生するため費用削減方法を検討する必要がある。 撮影には多額の費用が発生するが、少しでも費用を削減するため、登米市と同一のシステムを導入している近隣自治体と連携を図り、撮影時期を合わせた共同の航空写真撮影を行うことによって費用の削減を図る。	共同撮影の実施	次回撮影の準備期間		共同撮影の実施	次回撮影の準備期間		総務部 税務課
		・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円	・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議	・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議	・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円	・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議	航空写真共同撮影による委託経費の削減 ・効果額（R3、R6年度目標額合計）4,000千円	
		■令和７年度取組内容 ○令和６年度に近隣市町村との共同撮影を進めていたが、契約方法などで合意が得られなかったため、令和７年度では共同撮影に向けて撮影業者と検討を行った。					■令和７年度達成内容 ○近隣市町村と契約まで至らなかったため、新たな共同撮影に向けた検討を行った。	
							■令和７年度達成状況 Ａ：年度計画どおりの達成	